

横浜の中小企業の  
「明日」を  
身近でサポート

横浜市信用保証協会の現況

# DISCLOSURE 2025



# ごあいさつ

平素より、当協会に格別のご支援、ご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、昨年度の事業実績及び外部評価委員会のご意見、並びに本年度の経営計画などをご報告する「横浜市信用保証協会の現況DISCLOSURE 2025」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会へのご理解を深めていただければ幸いです。

さて、昨年度は、景気の緩やかな回復基調が続く中、マイナス金利の解除、高い賃上げ率、物価上昇など、デフレ脱却に向けた経済の正常化が進んだものの、3年連続マイナスの実質賃金などによって消費は力強さを欠き、多くの市内中小企業・小規模事業者の皆さまにとっては、エネルギー・原材料高、不十分な価格転嫁、深刻な人手不足、後継者難などと相まって、厳しい経営環境が続く一年となりました。

このような中、当協会としましては、金融機関をはじめとする関係機関の皆さまと連携し、多様なニーズに対応した資金繰り支援や経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでまいりました。

令和7年度に入り、米国の関税政策や不安定な国際情勢による世界経済の減速懸念が高まる中、足元では、先般合意した米国関税による日本経済への影響、さらには日産自動車(株)の生産体制縮小に伴う地域経済への影響が懸念されています。

当協会としましては、横浜市と連携し、特別経営相談窓口の設置や制度融資メニューの拡充を行ったところですが、引き続き、行政及び関係機関の皆さまとの連携のもと、情報の収集・共有をはじめ、適宜適切な対応に努めてまいります。

厳しい経営環境が続いておりますが、デフレを脱却し成長と分配の好循環の実現に向けた正念場でもあります。今後とも、お客さまにしっかりと寄り添い、資金繰り支援はもちろん、脱炭素化・省力化・デジタル化などの経営スタイルの革新をはじめとする経営改善、創業支援、事業再生支援・再チャレンジ支援など、様々な課題解決に向け、従業員エンゲージメントを高めながら全力で取り組んでまいります。

誕生して5年目を迎えました「ハマ福」とともに、皆さまに親しまれ、信頼され、必要とされる協会を目指し、横浜経済発展のために役職員一同努めてまいりますので、引き続きのご支援、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年8月

横浜市信用保証協会  
会長 横山日出夫



# 目次

1	プロフィール	P03	5	信用保証制度のご案内	P20
2	コンプライアンス	P06	6	信用保証の動向	P24
3	個人情報保護宣言	P07	7	事業者のニーズに応じた支援	P29
4	事業計画・評価	P08	8	主な保証制度	P33
10	トピックス	P37	9	広報活動	P36
11	社会貢献活動	P40			
12	SDGsに関する取組	P43			
13	令和6年度決算	P45			
14	ご相談窓口のご案内	P50			



## 当協会の記章(マーク)について



- ★1つ目の楕円は中小企業
- ★2つ目の楕円は金融機関
- ★3つ目の楕円は当協会

英字のG (GUARANTEE [保証])をモチーフとして、その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。この三つの楕円の形状を英字のY(横浜YOKOHAMA)としています。記章(マーク)全体は曲線部分を多くとり、柔軟性と優しさを表現しています。色(カラー)は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

## 横浜市信用保証協会 イメージキャラクター



中小企業の情報を  
キャッチするために、  
アンテナを  
張っている

幸福の象徴  
ハート型の輪郭

お腹に海を  
イメージした波模様

- 名称** ハマ福 (ヨコハマのふくろう)  
ふくろうは知性の象徴。また、夜目が利くことから「世間に明るい」とも。
- 就任日** 令和3年 3月 1日
- 特徴** 横浜経済を見渡して金融の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者に福をもたらす。
- 趣味** 横浜市内の観光
- 特技** 横浜市内事業者の相談に乗り、資金繰りや経営課題の解決をお手伝いすること。

横浜市信用保証協会は、第2次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創立	昭和22年11月29日		
人格	信用保証協会法に基づく法人		
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)		
基本財産	300億円(令和7年3月31日現在)		
保証債務残高	41,466件、5,303億円(同上)		
利用企業者数	24,272者(同上)		
事務所	本店	中区山下町22	山下町SSKビル9階、10階
	新横浜支店	港北区新横浜3-9-18	新横浜TECHビルB館6階
	横浜駅前支店	西区北幸1-6-1	横浜ファーストビル7階
	上大岡支店	港南区上大岡西1-6-1	ゆめおおおかオフィスタワー22階
役職員数	110名(令和7年6月1日現在)		

## ■ 経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

## ■ 役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約24,000企業の皆さまにご利用いただいています。

以下の経営ビジョンのもと、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』していきます。

### 経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて  
中小企業の「明日」を応援し  
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

## 沿革

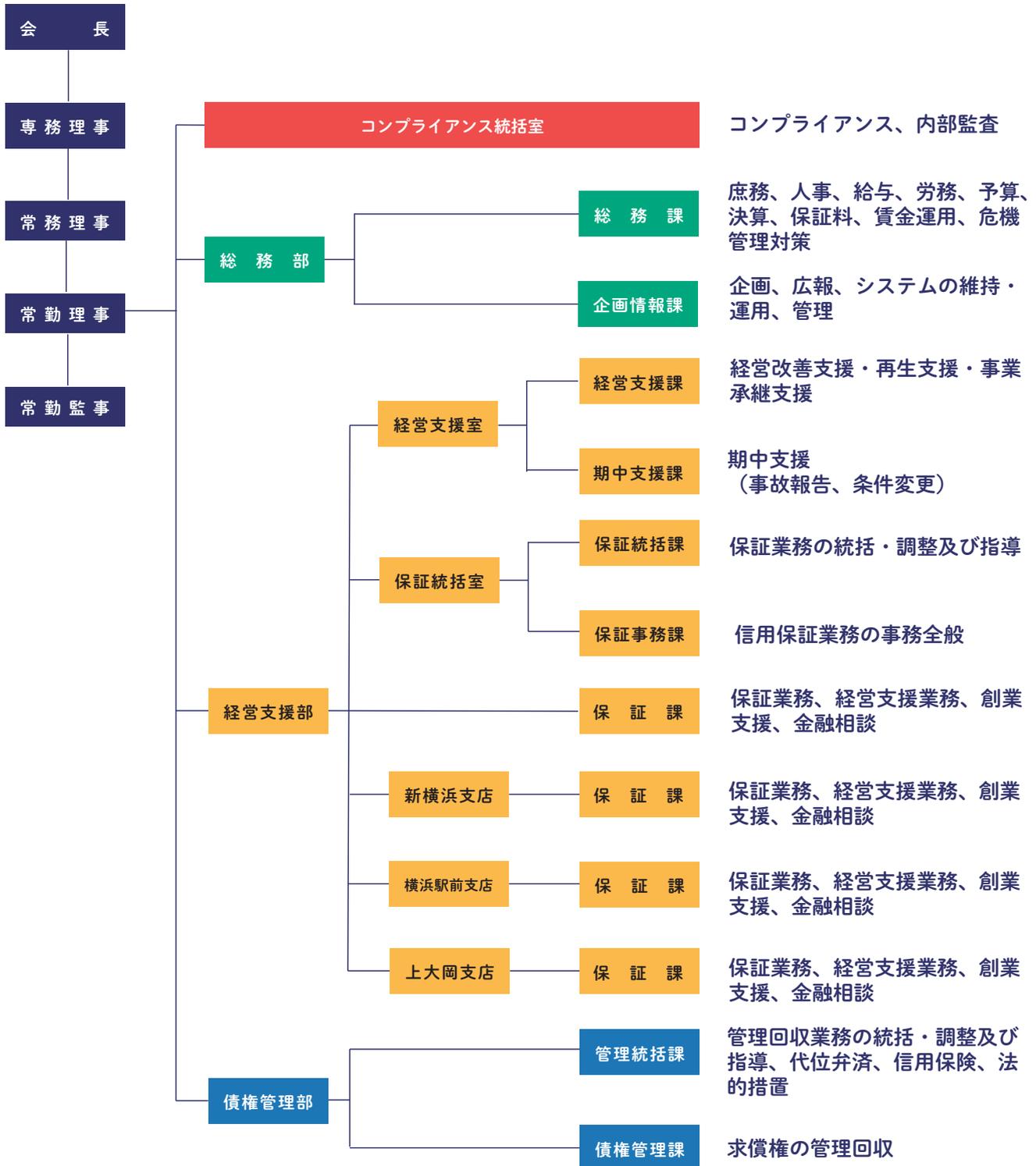
昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年9月1日	鶴見支所開設
昭和41年4月1日	南連絡所開設
昭和45年9月1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年4月1日	神奈川連絡所開設
昭和52年6月1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年4月1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年5月7日	西部支所を移転
令和7年4月1日	本所・支所を本店・支店に呼称変更

## 役員構成

役職名	氏名	備考	
会長	横山日出夫	常勤	前 横浜市財政局長
専務理事	前田健	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤監事
常務理事	宇都木朗	常勤	前 横浜市総務局危機管理室長
常勤理事	内海英明	常勤	前 横浜市信用保証協会 総務部長
理事	石川清貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理事	加藤卓郎	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
理事	小峰直	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理事	高野堅	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
理事	小山君一	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 執行役員 神奈川営業部長 (横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長)
理事	工藤哲史	非常勤	横浜市 経済局長
理事	春日隆	非常勤	横浜信用金庫 理事長
理事	荒井智希	非常勤	株式会社 神奈川銀行 代表取締役頭取
理事	西田吉彦	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
常勤監事	金子眞一郎	常勤	前 横浜市信用保証協会 管理部長
監事	猪鼻久義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和7年8月1日現在)

## ■組織図



(令和7年8月1日現在)

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

## ■横浜市信用保証協会倫理憲章

### 信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

### 質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

### 法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ公正な企業活動を遂行します。

### 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

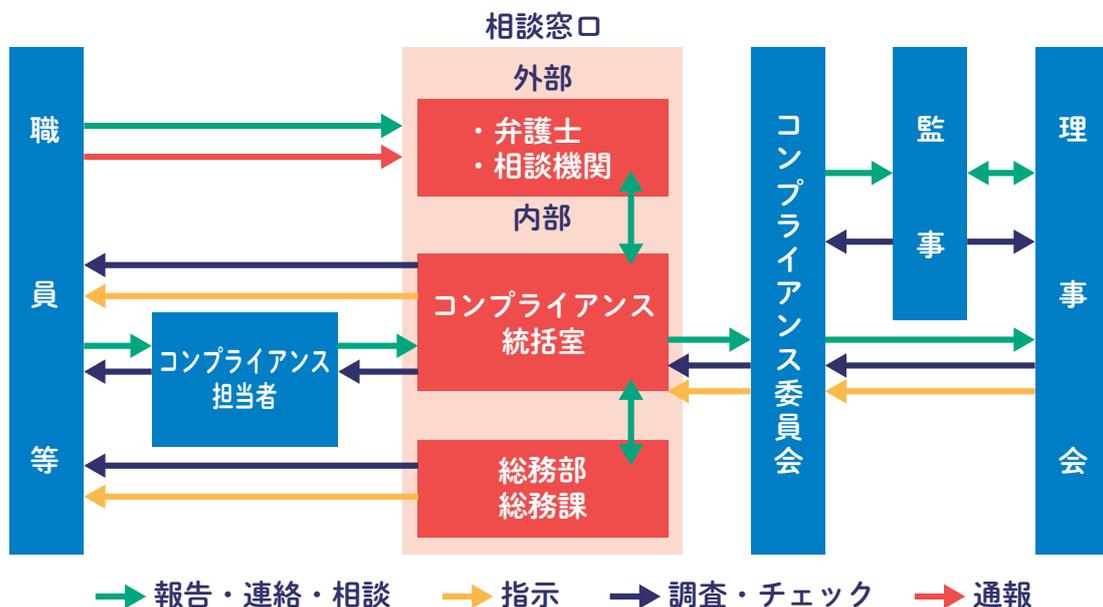
### 地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

### 誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場にたって、誠実、かつ親切に対応します。

## ■コンプライアンス体制図



業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めています。

#### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

#### 2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

#### 3. 個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・物的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

#### 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### 5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約

の締結、実施状況の点検などを行います。

#### 6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

#### 7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

6. 7. の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

#### 8. 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

#### 9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505

横浜市中区山下町22 山下町SSKビル9階

電話番号 045-662-6622

担当部署 総務部総務課

## ■中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

横浜市信用保証協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえ、信用保証と経営支援を通じて横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、市内事業者の良きパートナーとなることを目指します。

特に、コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズへの転換期にあることを認識し、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す支援に加えて、市内事業者の経営者保証改革の促進、デジタル技術を活用した利便性の向上や既存業務の改善、関係機関との連携深化や組織力向上および働きがいのある職場環境づくりに努め、顧客満足の高い取組の実施を目指していくこととします。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年間にわたる業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として取り組むとともに、年度毎に実施状況を検証しながら実効性を高めていくこととします。

### 1) 政策保証の活用による市内事業者への資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対して、借換制度の利用推進等による資金繰り支援に取り組めます。加えて、国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証を活用し、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加、多様化する社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズや創業・事業承継といったライフステージに応じた資金繰り支援に金融機関等と連携して取り組めます。

### 2) 経営者保証改革の促進

経営者保証は、経営の規律付けの側面がある一方で、思い切った事業展開や円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因と言われており、経営者保証改革プログラムに基づいた経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、金融機関と連携して一層の浸透・定着に取り組めます。

### 3) 市内事業者の課題に応じた経営支援

市内事業者への訪問等を通じて抱えている課題を把握し、課題に応じた経営支援を実施します。なお、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用した経営支援を実施していくにあたっては、ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、ならびに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数を定量的な効果指標とするとともに、経営支援実施先の満足度を定性的な効果指標とします。定量的な効果指標については経営支援実施先のうち改善している事業者構成比が経営支援未実施先と同構成比を上回ることを目標として取り組み、定性的な効果指標については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを各年度の目標として取り組みます。

### 4) 金融機関および中小企業支援機関と連携した市内事業者支援

市内事業者の支援にあたっては金融機関との連携を図るとともに、当協会による経営支援のみならず他の中小企業支援機関との連携、橋渡しを視野に入れて個々の市内事業者に合った実効性のある経営支援を実施します。また、様々な経営課題を抱えて事業継続に支障を来しつつある市内事業者の早期の事業再生等にあたっては、中小企業活性化協議会と連携していきます。

### 5) 市内事業者の実情に沿った期中管理

資金繰りが厳しくなっている市内事業者の状況を金融機関と連携して早期に把握し、個々の事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に努めるとともに、経営支援のニーズを探ったうえで必要に応じて外部専門家派遣や中小企業支援機関への橋渡しを行っていきます。

### 6) デジタル化の推進による利便性と生産性の向上

保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を加速させ、市内事業者や金融機関の利便性を向上させます。また、RPAやAI-OCR等を活用した業務の電子化による既存業務の見直し等、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって業務効率化を図り、生産性向上に取り組めます。

### 7) 公的な保証機関として信頼される組織づくりの推進

コンプライアンスとガバナンスを重視した経営の実践に努めることに加え、組織として反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ることにより、信頼される組織づくりに取り組めます。

### 8) 危機管理態勢の強化

自然災害等の緊急事態に備えて危機管理態勢を強化します。

### 9) 組織力の向上

組織の活力の源泉は「人材」であることから、すべての職員が働きやすい職場づくりとともに人材育成に取り組めます。

### 10) 地域社会や市内事業者への情報発信

地域社会の一員としての当協会の様々な取組を発信するとともに、市内事業者のニーズに合わせた経営に有益な情報を迅速かつ広く周知することにより、市内事業者の経営を情報面で支援していきます。

### 11) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、市内事業者や地域に支えられている存在であることを認識し、当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組めます。

## ■経営計画（令和7年度）

### 1. 業務環境

#### (1) 横浜市の景気動向

令和6年の横浜市内は、インバウンド消費の増加や飲食サービスの景況感改善、横浜港の連続貿易黒字等の好材料が見られ、国内全体においてもインフラ整備の工事拡大や春闘での高い賃上げ率、最低賃金の引上げによる名目賃金の増加、外出機会の増加等もあり、景気動向は足踏みの状態を抜け出し緩やかな持ち直しの動きがみられました。

先行きについては、市内企業の景況感が回復基調にある一方で、物価高に起因する消費低迷や人手不足の深刻化、米国による関税の引き上げや為替変動をはじめとした不安定な海外情勢、自然災害のリスク等、依然として不透明感が強くなっています。

#### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の景況感は改善傾向がみられるものの、物価高や人手不足への対応、賃上げ原資の獲得、既往債務返済のための資金繰り等の経営課題が山積みとなっており、また、令和6年の横浜市内の倒産件数は高止まり（帝国データバンク「神奈川県企業倒産集計2024年報」）の状況にあります。さらに、当協会においては約定通りの返済が困難となり条件変更や代位弁済に至る先が増加していることから、市内事業者の業績は厳しいことが窺えます。

今後は、脱炭素経営やデジタル化等の生産性向上が求められる中、事業承継問題やエネルギー・原材料価格の高止まり、価格転嫁の遅れ、金利上昇等といった課題も引き続き予想され、市内事業者にとって厳しい環境が続くと見込まれます。

### 2. 業務運営方針

横浜市信用保証協会は、お客さまに真摯に向き合い、質の高いサービスの提供に全力で取り組むとともに、金融機関や中小企業支援機関との連携を一層強化し、必要な方に必要な支援を着実に届けずすることで、皆さまに信頼され、必要とされる信用保証協会を目指します。こうした基本姿勢に基づき、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえた政策保証や市内事業者および金融機関のニーズを踏まえた当協会独自の保証制度を活用した資金繰り支援、ならびに経営支援にお客さま本位で取り組みます。特に、令和7年度は市内事業者の事業承継問題を解決するための経営者保証改革の促進、金融機関のプロパー融資と保証付き融資の協調融資の推進、金融機関や中小企業活性化協議会をはじめとした支援機関と連携した経営支援・事業再生・再チャレンジをより一層推進していきます。また、デジタル技術を活用した利便性の向上や既存業務の改善、人材育成等を通じた組織力の向上にも一層取り組むこととします。

以上を踏まえ、各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

#### (1) 保証部門

物価高や人手不足等によるコスト負担増加の影響等により市内事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、横浜市中小企業融資制度をはじめとした政策保証や当協会独自の保証制度を活用した資金繰り支援に取り組みます。加えて、民間金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせる協調融資型特別保証制度を推進することにより、金融機関と連携して市内事業者の多岐にわたる経営課題解決の取組を後押ししていきます。

また、創業期や事業承継期における思い切った事業展開の促進に向け、経営者保証改革プログラムに基づいた経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着により一層取り組みます。

さらに、様々な経営課題を抱える市内事業者への支援を促進するため、保証審査担当者の能力向上と保証業務態勢の更なる効率化に取り組みます。

#### (2) 経営支援・期中管理部門

経営支援部門においては、課題を抱えていると思われる市内事業者に対してプッシュ型でアプローチを行い、金融機関および中小企業支援機関と連携し、市内事業者の実情に応じた支援を実施していきます。また、様々な経営課題を抱えて事業継続に支障を来しつつある市内事業者の事業再生・再チャレンジ支援にあたっては、期中管理部門と連携し中小企業活性化協議会をはじめとした中小企業支援機関への橋渡しをより一層推進していきます。さらに、経営支援の効果を検証し、検証結果を踏まえて効果的な経営支援に向けた今後の方策を検討します。

期中管理部門においては、約定返済が困難な先に対し、金融機関と連携した早期の実態把握と個々の実情に応じた柔軟な対応に努めます。また、必要に応じて外部専門家派遣や中小企業活性化協議会等の活用を提案していきます。

#### (3) その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、デジタル技術を活用した利便性向上や業務効率化による生産性向上をより一層推進していくとともに、大規模災害をはじめとする緊急事態が起きた場合においても、事業継続計画（BCP）に基づき持続可能な業務運営に取り組みます。

また、市内事業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、役職員のコンプライアンスの推進、経営の透明性の確保、反社会的勢力の排除に取り組みます。加えて、人的資本の充実や職員の当協会に対するエンゲージメントを高めるとともに、組織力の強化に向けた人材育成の強化や多様な人材の確保に引き続き力を入れていきます。

さらに、市内事業者のニーズを常に意識し、有益な情報をわかりやすく伝える広報活動に取り組むとともに、地域社会の持続的発展に貢献するため社会貢献活動に取り組んでいきます。

### 3. 具体的な課題および課題解決のための方策

#### (1) 市内事業者のニーズやライフステージに応じた資金繰り支援

- ①物価高や人手不足等の影響によるコスト負担の増加への対応等に取り組む市内事業者に対し、政策保証やニーズに応じた当協会独自の保証制度を通じた資金繰り支援に取り組みます。
- ②創業期や事業承継期等、市内事業者のライフステージに応じた支援に加え、脱炭素やSDGsに取り組む市内事業者に対し、金融機関や横浜市等と連携して、保証制度の周知および利用促進を図ります。

#### (2) 金融機関との協調融資の推進

市内事業者の経営課題解決への取組を後押しするため、協調融資型特別保証制度について金融機関や関係機関等と連携した周知および利用促進に取り組みます。

#### (3) 経営者保証に依存しない融資慣行の浸透

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、事業者選択型経営者保証非提供制度等の周知や金融機関との対話を通じ、経営者保証不要制度の更なる利用促進に取り組めます。

#### (4) 保証業務態勢の強化によるお客さまサービスの向上

- ①お客さまサービス向上のため、新設する保証統括室を中心に、デジタル化の更なる推進や保証業務の効率化に取り組みます。
- ②市内事業者の様々な課題に応じた資金繰り支援に対応するため、内部研修やトレーニー等を通じて保証審査担当者の能力向上に取り組めます。

#### (5) 市内事業者に対する経営支援の推進

- ①創業から事業承継までのあらゆるライフステージの市内事業者の現況を確認のうえ、外部専門家派遣等を活用して支援します。
- ②当協会の経営支援の認知度向上に取り組むとともに、市内事業者の事業継続や課題解決に有用な情報を発信していきます。

#### (6) 金融機関・中小企業支援機関との連携にかかる取組

- ①金融機関と市内事業者に関する情報交換を通じた連携深化を図り、経営支援ニーズや経営課題に応じた支援に繋がります。
- ②中小企業支援機関への橋渡しに向けた連携深化を図り、個々の事業者の経営課題に応じた支援に繋がります。

#### (7) 効果的な経営支援に向けた取組

定量的な指標（ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、並びに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数）については経営支援実施先と経営支援未実施先の財務内容の変化を比較し、経営支援実施先のうち改善した事業者構成比が経営支援未実施先の同構成比を上回ることを目標として取り組めます。また、経営支援実施先の満足度については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを目標として取り組めます。

これらの効果検証結果を踏まえて今後の方策を検討します。

#### (8) 期中管理の徹底

- ①約定返済が困難な先について、金融機関とともに実態把握と適切な期中管理を行います。
- ②期中管理先については、経営支援、事業再生支援、再チャレンジ支援を視野に入れ当協会の経営支援の提案や中小企業支援機関の活用を提案し、橋渡しを実施するとともに、再生支援案件については適宜対応します。

#### (9) 利便性と生産性の向上に向けたデジタル技術の活用

- ①既存のデジタル基盤を一層業務に有効活用することにより業務の効率化を図り、生産性の向上に取り組めます。
- ②市内事業者や金融機関の利便性向上のため、金融機関と連携して保証申込手続きの電子化の拡充に向けて取り組めます。
- ③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋がります。

#### (10) 持続可能な業務態勢の整備

事業継続計画を含めた危機時における対応を改めて周知して危機管理意識の向上を図るとともに、災害を想定した訓練の実施または防災備蓄品の見直し等を進め、自然災害等が発生した場合でも事業継続できる態勢とします。

#### (11) コンプライアンスの推進

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動等によりコンプライアンスの推進を図ります。
- ②ハラスメント防止を含めたコンプライアンス研修やコンプライアンス情報の発信による啓発等を通じ、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組めます。

#### (12) ガバナンスの推進

- ①ガバナンスを推進するために、経営会議等を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況を管理します。
- ②内部監査を通じて、適正な業務運営の推進を図ります。

#### (13) 反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進

- ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図ります。
- ②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支店を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

#### (14) 多様な人材が活躍できる体制づくり

年齢・性別等に関係なく全ての役職員が生き生きと活躍し、働くことのできる快適で魅力ある職場環境づくりに向け、職員のエンゲージメント向上および就業環境の改善を行うとともに、ワークライフバランス、健康経営の推進等、組織体制の整備に努めます。

(15) 人材育成の強化および多様な人材の確保

- ①内外の研修を通じて職員への平等な学びの機会や資格取得の機会の提供、学びの文化の醸成を図るとともに、人事考課制度の抜本的な見直し等により目標設定およびキャリアデザイン等を通じた職員一人ひとりの自己実現、スキル向上を図ります。
- ②外部支援機関等への出向派遣や休暇・休業制度利用等による突発的な欠員にも柔軟に対応するため、社会人採用を始めとする様々な採用手法を活用し、人事体制を整備します。

(16) 地域社会や市内事業者等への情報発信の充実

市内事業者等のニーズを常に意識し、資金繰り支援や経営支援等の様々な取組とともに経営に有益な情報について、イメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやSNS（LINE・Instagram）、ハマ福通信等の各種媒体を通じて迅速かつ広くわかりやすく伝えることに努めます。

(17) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y－SDGs認証事業者Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、地域社会の貢献に繋がるよう、市内の大学での出張講義や起業家教育等の活動に取り組みます。

4. 事業計画

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,150億円	95.8%
保証債務残高	4,794億円	97.4%
代位弁済	120億円	100.0%
回収	15億円	100.0%

## ■経営計画（令和6年度）の評価

当協会は、中小企業・小規模事業者に対し、公的機関として「信用保証」を通じて金融の円滑化を図るとともに、「経営支援」を通じて経営基盤の強化に寄与することで、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和6年度の年度経営計画に対する実績評価は以下のとおりです。なお、実績評価につきましては、大学教授、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

### 重点課題への取組状況

令和6年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下の通りです。

#### 1) 市内事業者のニーズや実情に応じた資金繰り支援

①新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に対して、金融機関や横浜市等と連携して、借換制度等の周知および利用推進に取り組む。

令和3年度より伴走支援型特別保証制度（横浜市中企業融資制度（以下「市制度」）を含む）を活用して、コロナ禍で債務が増大した市内事業者の借換支援や収益力改善等を支援してきましたが、伴走支援型特別保証制度は令和6年6月末で取扱いが終了しました。一方で、原材料価格高騰等、市内事業者を取り巻く環境が依然として厳しい状況であったことから、伴走支援型特別保証制度取扱終了後の令和6年7月1日から9月末まで、市制度の伴走型経営支援特別資金の要件を変更し、引き続き横浜市が保証料を一部助成することで、原材料価格高騰等の影響を受けている市内事業者の資金繰りを支援しました。

そのような状況を踏まえ、伴走支援型特別保証制度の取扱いが令和6年6月末で終了となることを金融機関に周知し、当該制度の利用推進について説明することに加え、借換対象候補先リストを金融機関に提供し、増大した債務に苦しむ市内事業者の借換支援を促しました。

その効果もあり、保証承諾額全体に対する伴走支援型特別保証制度および伴走型経営支援特別資金の保証承諾額構成比は30.2%を占め、当該保証制度の保証承諾件数の7割超は借換を含んでいたことから、返済負担が重くなっている市内事業者の資金繰り支援に貢献したと評価しています。

### 令和6年度の伴走支援保証制度承諾実績

（単位：件、百万円）

制度名	年度累計	
	件数	金額
伴走型経営支援特別資金	1,796	42,524
伴走型経営支援特別資金 （取扱期間：～R6.6）	1,185	29,815
伴走型経営支援特別資金 （取扱期間：R6.7～R6.9）	611	12,709
伴走支援型特別保証制度 （取扱期間：～R6.6）	51	1,118
合計	1,847	43,642

②物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加や脱炭素等の社会的課題解決等の対応に直面している市内事業者のニーズに対応するために、金融機関や横浜市等と連携して、保証制度の周知および利用推進に取り組むとともに、ニーズに応じた保証制度の創設や改正に取り組む。

四半期ごとに役員や統括部門による金融機関本部への訪問や、各保証窓口の職員における金融機関訪問を実施し、金融機関の各階層との接点を増やすことで、人的な関係性の構築を図りました。金融機関向け業務説明会については、横浜市経済局金融課長が同席する機会を設けたことで、横浜市・金融機関・当協会が一体となって市内事業者の資金繰り支援に取り組む体制を強化しました。

昨年度に引き続き、中小企業支援機関や各種業界団体を訪問し、チラシの配架依頼や会合に出席し制度説明を実施することにより連携を強化するとともに、各種業界団体の新規会員等に対し協会業務の周知を行いました。また、不動産業者へ保証制度の周知および利用推進を図るため、新たに（公財）神奈川県宅地建物取引業協会と打ち合わせを行い、チラシの配架を行うこととしました。

さらに、脱炭素に関連する保証制度を利用するメリットや利用要件の説明を記載したチラシを同封したダイレクトメールを約15,000者に発送し、保証制度の周知に加え、市内事業者に対する脱炭素経営の周知にも繋げました。

加えて、市内事業者や金融機関のニーズを反映した保証制度の創設や改正にも取り組みました。保証制度改正の一例として、金融機関に保証制度のニーズをヒアリングした結果、長期の設備資金に関するニーズが多かったことから、当協会独自制度の「よこはまアドバンテージ保証」において有担保の設備資金の保証期間を15年から20年に延長する等の改正を行いました。改正前は有担保の設備資金に関する保証承諾件数が3件であったのに対し、改正後は45件と大幅に増加しました。金融機関にヒアリングした保証制度の要望を取り入れたことで、市内事業者のニーズに対応することができたと評価しています。保証制度の創設としては、既存の「よこはまタイプアップ保証（プロパー協調制度）」よりも利用要件を緩和した当協会独自制度の「よこはまパートナーシップ

保証（プロパー協調制度）」を創設し、プロパー融資と連携した事業者支援の必要性について金融機関に周知するとともに、金融機関の意識変容を促すこともできたと評価しています。

③創業期や事業承継期の市内事業者への資金繰り支援に取り組むため、金融機関や横浜市等と連携して、対応した保証制度の周知および利用推進に取り組む。

市制度の「創業おうえん資金」を利用する方に対し、横浜市による保証料助成に加え、当協会にて保証料割引（0.4%）をする取組を引き続き実施し、資金調達面で創業を後押ししました。

また、横浜商工会議所や横浜企業経営支援財団（以下、「IDEC」）等の中小企業支援機関や金融機関が主催する創業者向けのセミナー等に参加し、創業に関する保証制度や創業者支援の取組を説明するなど、周知活動に努めました。

さらに、新たな取組として創業予定者や創業して間もない方を対象とした「創業スクール」を開催しました。6回にわたるスクールでは経営や財務等創業に必要な知識習得に加え、最終回では事業計画書の発表会を実施し、ビジネスモデルが一部似通う創業者同士が、事業を行う際に協力できないか、と声を掛け合う場面があるなど、創業スクールを開催する際の狙いの一つとしていた、創業者同士の「横のつながり」の提供に一役を担うことができました。

加えて、金融機関に対して経営者保証が不要となる事業承継特別保証制度の利用要件を満たす先のリストを提供し、当該保証制度の周知を図るとともに、事業承継期の市内事業者への資金繰り支援等について意見交換と情報収集を行いました。事業承継特別保証制度については、経営者保証非提供の選択肢が他にも拡充されていることもあり、1件の実績となりました。

例年実施しているダイレクトメールの発送を引き続き実施し、設立30年以上で周年を迎えた企業約500者に対し、保証制度や事業承継支援を中心とした経営支援メニューなどの案内を発送しました。

令和6年度の創業おうえん資金およびスタートアップおうえん資金承諾実績（単位：件、百万円）

制度名	年度累計			
	件数		金額	
		前年度比		前年度比
創業おうえん資金	600	98.4%	4,392	95.9%
うち、SSS保証該当	44	107.3%	497	125.0%
スタートアップおうえん資金（SSS保証該当）	41	-	387	-

2) 経営者保証に依存しない融資慣行の浸透

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証の解除を選択できる新たな保証制度の周知や、各金融機関との対話を通じ、連携して経営者保証不要制度の利用推進に取り組む。

金融機関本母店に対して金融機関別の無保証人の保証実績資料を提供するとともに、経営者保証に依存しない融資の取組等について意見交換の実施や経営者保証の解除を選択できる保証制度の周知を行いました。また、内部においても事例を共有すること等により目線合わせを行いました。

これらの取組の効果もあり、経営者保証を取得しない保証承諾実績が963件（前年度比161.6%）となり、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組ができたことと評価しています。

3) 保証業務態勢の強化

①多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた資金繰り支援に対応するため、人材育成に取り組む。

昨年度に引き続き保証部門職員の経営支援への理解を深めることや経営者とのコミュニケーションに関するスキル向上を図るため、経営支援業務を経験するトレーニー派遣を4名に実施しました。参加した職員からは「創業・設備計画書にかかる審査ポイントの理解度が深められたので、今後の審査に活用できると感じた」、「今後、保証審査の場面で経営支援を推奨する際に具体的なイメージをもって説明できると感じた」等の感想があり、スキルアップや仕事のやりがいを高めるとともに、新たな経営支援候補先の抽出に対する意識づけに繋げることもできたと評価しています。

また、保証部門新任者（保証部門以外に配属された新入職員を含む）に対し、保証業務に関する知識習得のための研修を実施しました。

さらに、審査能力の底上げを目的に、業種別支援の着眼点に関する内部研修を実施し、保証審査時の留意点や着眼点等の理解を深めました。

②市内事業者の課題把握に向けた金融機関等とのコミュニケーション機会を創出するとともに市内事業者や金融機関等の利便性向上のために、デジタル技術の活用による事務処理プロセスの見直しや保証事務の効率化に取り組む。

令和5年度に2つの保証部署にてトライアルを実施していたAI-OCR（※）を活用した当協会内部における申込手続きの電子化および保証稟議書の電子保存について、令和6年4月より全保証部署で本格稼働しました。保証稟議書の電子保存については、保証審査時に従前は倉庫から過去の書類を取り寄せていたのに対し、端末で確認できるようになり保証審査業務の効率化に繋げることができました。

また、保証部門の事務効率化を図るため他協会視察を実施し、他協会の審査手続を参考とした審査書類の削減や事務作業の見直しに取り組みました。

（※）AI-OCRとは、文字の読み取り技術であるOCR技術とAI技術（人工知能）を組み合わせで開発され

たシステム。AIを搭載していることで、従来のOCRに比べて高精度での文字の読み取りができる。そのため手書きの文章の読み取りも可能。

4) 市内事業者の課題に応じた経営支援の推進

①創業期および事業承継期にある市内事業者の現況を確認のうえ、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援する。

信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用した経営支援については、信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正に対応すべく中小企業活性化協議会（以下「協議会」）への事前相談案件に注力したこともあり、「経営支援候補先への訪問」および「専門家派遣」はともに前年度実績を下回りました。なお、「専門家派遣」について内訳を見ると、「経営改善等提案」については専門家の訪問回数が少なく経営者の負担も少ない等の理由から前年度実績を上回りました。一方で、専門家の訪問回数が多い「経営改善等計画策定支援」は前年度実績を下回りました。また、経営サポート会議については、31者について当協会が主催し、市内事業者と金融機関の意見交換や金融支援に向けた合意形成の場を設けることができました。

さらに、経営支援のニーズがあると考えられる創業3年以内の先（創業先）や、経営者の年齢が65歳以上で事業承継が課題となってくると考えられる先（事業承継先）をリスト化し、当協会からプッシュ型でアプローチを行うことで、39者の専門家派遣に繋がりました。

加えて、事業承継支援に繋げるべく、保証承諾した先のうち代表者が65歳以上という条件に加え、当協会の経営支援が必要と考えられる要件に該当する先を保証部門がチェックリストで確認して経営支援部門へ橋渡しをする取組を開始し、1者の専門家派遣に繋がりました。

令和6年度経営支援実績 (単位：者)

	実績	前年度比
経営支援候補先への訪問	666	96.9%
専門家派遣	307	99.0%
経営改善等提案	122	107.0%
経営改善等計画策定支援	48	87.3%
既支援先フォローアップ	137	97.2%
経営サポート会議	31	96.9%

②令和6年度以降に返済開始時期を迎える新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等を利用している市内事業者の現況を確認し、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援する。

令和6年4月以降に返済開始時期を迎える新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等を利用している先に対し、訪問等により経営状況の確認や経営支援の紹介を行い、8者を専門家派遣に繋げることができました。

また、プロパー融資が無い先は金融機関による積極的な経営支援を期待しにくいことから、保証承諾した先のうち、プロパー融資残高が無いという条件に加え、返済

据置期間6か月以上等の条件に該当する先を保証部門から経営支援部門へ橋渡しし、経営支援部門の職員がアプローチして9者を専門家派遣に繋げることができました。

③返済軽減または元金据置している先等、資金繰りに課題を抱えていると思われる先の現況を確認し、必要に応じて外部専門家派遣等を活用して支援する。

返済軽減の条件変更を継続している先のうち経営支援により改善が見込まれそうな先（現状の返済を継続すると20年前後での完済が見込まれる先等）を訪問して経営支援について説明する等のアプローチを行い、1者を専門家派遣に繋げることができました。

また、初めて返済軽減または元金据置の条件変更をする先のうち経営支援に関心のある先を期中管理部門から経営支援部門へ橋渡しし、経営支援部門の職員がアプローチして11者を専門家派遣に繋がりました。

さらに、金融正常化が見込まれる先については経営サポート会議と事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）を活用して金融正常化を支援しました。

④セミナー開催等により市内事業者の事業継続または課題解決に有用な情報を発信するとともに、訪問時における経営支援事例集の配布等を通じて当協会の経営支援認知度向上に取り組む。

横浜商工会議所と共催で「2024年の労働法改正が企業に与える影響と対応策セミナー」を開催しました。参加者からは「改正内容が具体的に明示され良かった」等の感想をいただき、市内事業者の事業継続に役立つ情報を提供できたと評価しています。

また、新たな取組として、当協会の専門家派遣実施先のインタビュー動画を作成し当協会HPおよびYouTubeチャンネルに掲載しました。専門家派遣の感想等の生の声を市内事業者や金融機関に伝える手段となり、経営支援の認知度向上に繋げる取組となったと評価しています。

さらに、専門家派遣実施先を当協会の広報誌（ハマ福★通信）に掲載し広報面での支援を実施したことや、保証部門と金融機関との業務説明会に出席し、当協会による経営支援を周知するとともに、経営支援を必要とする事業者の紹介を依頼するなど、当協会の経営支援認知度向上に取り組まれました。

5) 金融機関・中小企業支援機関との連携深化

①経営支援ニーズや経営課題を把握した支援に繋げるため、金融機関との市内事業者に関する情報交換等を通じて連携深化を図る。

新たな取組として、金融機関から提出される業況報告書のうち、経営課題として「売上・販路の拡大」「経費の見直し・合理化」「事業承継」にチェックが入っている先で、業況に懸念がありながら金融機関の支援が未実施の先をリストアップし、42者へアプローチした結果、1者の専門家派遣に繋がりました。

また、当協会が主体となって協議会へ対象企業を橋渡しするにあたっては、金融機関（メインバンク）の理解が必要不可欠との認識のもと、金融機関本部と定期的に意見交換や情報交換を実施し、当協会の経営支援メニュー

や個別事業者に関する情報共有に加え、協議会への事前相談について各金融機関の理解やスタンスを確認することで、専門家派遣や協議会への橋渡し増加に向けた下地づくりに努めました。

さらに、令和5年10月に当協会、横浜信用金庫、日本政策金融公庫（県内5支店）で締結した事業承継支援に関する覚書に基づいた取組として、「事業承継セミナー」開催に向け協議を重ねました。セミナーの開催には至りませんでした。保証案件の相談対応や3者間の勉強会を開催するなど、連携強化に繋げることができました。

②収益力改善支援、事業再生等に取り組むため、金融機関や中小企業支援機関との連携深化を図り、特に保証付き融資の割合が高い先等についてはメインバンクと連携して当協会から中小企業活性化協議会に橋渡しする。協議会への案件橋渡しに積極的な金融機関と候補先リスト交換を実施する取組や、金融機関から経営支援の相談を受けた先や条件変更を繰り返している先等のうち当協会の経営支援（専門家派遣）では抜本的改善が困難と考えられる先について、メインバンクの意向を確認したうえで協議会の支援に繋げる取組を実施し、25者を協議会へ橋渡しすることができました。

また、協議会への案件橋渡しに積極的な5金融機関と候補先リスト交換を実施しました。当協会が候補先として抽出した114者につき5金融機関でさらに41者に絞り込みを行い、この41者に当協会からアプローチした結果、15者を協議会の相談に繋げました。（先述の25者の内数）

③市内事業者に対する支援の幅を広げるため、また、経営課題解決のための実行支援に繋げるために、必要に応じて横浜企業経営支援財団、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関との連携深化を図る。

訪問などによるアプローチ先の中から必要に応じて中小企業支援機関に橋渡しして支援に繋げるとともに、経営支援実施先については必要に応じて最終報告会に中小企業支援機関の職員に同席してもらうなどの方法によりシームレスな橋渡しを行いました。

また、保証部門担当者が作成する「経営支援候補先検討チェックリスト」で要件に該当する事業者に対してIDECの小規模事業者無料出張相談のニーズを確認し、相談を希望する事業者に申込書を送付した結果、2者が申込となり、中小企業支援機関との連携強化および事業者の経営課題解決のための実行支援に繋げることができました。

さらに、IDECが令和6年度より開始したデザイン相談（商品やサービスをより分かりやすく魅力的に伝えるための支援）を当協会利用先に紹介し、当該相談事業に橋渡しするスキームを新たに確立しました。これにより、当協会の経営支援を補完し、実行支援に繋げることができた支援策の拡充となりました。

加えて、IT関連等のハイスキルフ分野で能力・経験を有する高齢者人材と人材不足が深刻化する中小企業のマッチングを目的とした「中小企業・小規模事業者人材確保支援連携協定」を当協会、横浜商工会議所、IDEC、公

益財団法人横浜市シルバー人材センターの4者で締結しました。

## 6) 効果的な経営支援に向けた取組

定量的な指標（ローカルベンチマークの売上高増加率・営業利益率、並びに営業キャッシュフロー、CRD区分、財務点数）については経営支援実施先と経営支援未実施先の財務内容の変化を比較し、経営支援実施先のうち改善した事業者構成比が経営支援未実施先の同構成比を上回ることを目標として取り組む。また、経営支援実施先の満足度については「満足」および「やや満足」を合わせて8割以上となることを目標として取り組む。これらの効果検証結果を踏まえて今後の方策を検討する。

安定的な経営支援の効果検証を実施していくため、システム部門と協議を重ね、各定量指標を抽出する仕組みを構築することができました。

また、定性指標である経営支援実施先の満足度については「満足」および「やや満足」の合計が93.3%と目標の8割を上回るすることができました。

さらに、効果測定をより効果的なものとするために、他協会と効果検証に関する情報交換を実施し、他協会の効果測定の取組状況や課題を理解する機会を設けました。

## 7) 期中管理の徹底

①約定返済不履行等の先について金融機関とともに実態把握と適切な期中管理を行う。また、増加する条件変更に対応するためデジタル技術を活用した事務の効率化により迅速な対応を図る。

分割返済不履行先（事故報告書提出先）のうち、現況および代位弁済意向の確認等が必要な先に対して実態把握を行うため、電話連絡や来協依頼文の発送を実施しました。電話連絡や来協依頼文の送付をしても反応がない先に対しては、金融機関による現地訪問を促すとともに、必要に応じて当協会にて現地訪問を行うなどし、接触できた事業者には、代位弁済となった場合のデメリットを説明するとともに、金融機関と今後の返済についてしっかり話し合うよう促しました。その結果、2者を延滞解消、1者を条件変更に結び付けることができました。

また、返済軽減等の条件変更の受付入力事務を円滑に実施できるよう、金融機関担当者によるミスが多い期間計算や返済合計金額をエクセルの数式を活用してチェックできる「金融機関担当者向けのエクセル書式」を導入し、デジタル技術を活用した事務の効率化に繋げました。

②延滞初期段階の先等期中管理を行っている市内事業者について、当協会の経営支援や支援機関への橋渡しも視野に入れた提案を行い、課題解決支援に繋げる。廃業型私的整理手続きについては適宜対応する。

延滞初期段階先301者（前年度比107.9%）について通知文を金融機関へ送付し早期の実態把握を促したことにより、事故報告書の提出に至る前に延滞解消となった先が87者、条件変更実行となった先が33者という実績に繋がりました。

また、経営支援部門や協議会への橋渡しに関する取組として、事故事由の発生した先の中から経営支援部門へ

橋渡しするため対象企業を抽出し、622者（前年度比125.2%）に経営支援の提案を実施し、そのうち15者を訪問し、12者を専門家派遣に繋げました。さらに、事故先から6者と条件変更先から1者の合計7者について協議会への橋渡しを実施することができました。

さらに、協議会が関与する再生支援および中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく再生支援として8者に関与し、個別事情に則した対応を行うことができたとして評価しています。

## 8) 利便性と生産性の向上に向けたデジタル技術の活用

### ①市内事業者や金融機関の利便性向上のため、金融機関と連携して保証申込手続きの電子化の円滑な導入に向けて取り組む。

保証申込手続きの電子化対応では、保証協会システムセンター、全国信用保証協会連合会、金融機関、県内3協会が連携して協議を進めた結果、12機関で導入を開始し、順調に取り組んでいると評価しています。

### ②定型業務へのRPA拡充、AI-OCR等を活用した業務の電子化や各種書類の電子保存を行うこと等、デジタル化の推進による業務の効率化を図り、生産性の向上に取り組む。

市内信用金庫と連携した保証債務残高等の情報照会アプリの開発に着手しました。開発業者および市内信用金庫と打ち合わせを13回実施し、令和6年11月からデモ機による検証を開始し、令和7年度からの運用開始に向け、令和7年1月から市内信用金庫によるテスト運用を開始しました。

また、定型業務へのRPA拡充やAI-OCRの活用については、昨年度に引き続き、新規の帳票開発や定型業務へのRPA拡充を行うことで各部署の業務効率化に取り組みました。

### ③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋げる。

システムの安定運用に努める態勢を強化するため、令和6年10月にSE経験のある社会人の採用を行いました。また、インターネット管理サーバのクラウド化による更改を実施し、災害発生時等のリスク軽減を図りました。

さらに、他協会（4協会）からRPAに関する業務視察を受け入れ、当協会のRPAについて説明を行いました。説明後には「このようなRPAを自協会でも是非取り入れたい」といった感想をいただきました。

## 9) コンプライアンスの推進

### ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動等によりコンプライアンスの推進を図る。

コンプライアンスに関する事項についてセルフチェックを行い、コンプライアンス意識を高めるとともに、職場内の課題を抽出するため、「コンプライアンス・チェックシート」を実施し、抽出された課題等に対して適切な対応を行いました。

さらに、ハラスメントに関する職員の意識や実態を把握し、ハラスメント防止対策の検討や取組実施に繋げる

ため、無記名方式の「ハラスメントに関するアンケート」を実施しました。アンケート結果をコンプライアンス委員会で審議し、対応策として、管理職にハラスメント研修を実施することとしました。

### ②ハラスメント防止を含めたコンプライアンス研修やコンプライアンス情報の発信による啓発等を通じ、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組む。

昨今問題となっているカスタマーハラスメントについての基礎知識や具体的な社内制度の整備方法・対応策などが学べる「カスタマーハラスメント対策ガイド」を各部署へ配布し、部署内での回覧や朝会での読み合わせ等により内容の理解を図りました。

また、引き続き毎月発信するコンプライアンス通信を活用し、外部相談窓口の周知、ハラスメントや不祥事について情報提供を行いました。周知を行った効果もあり、外部相談窓口への相談実績にも繋がりました。

さらに、新入職員に対しコンプライアンスやガバナンスおよび外部相談窓口などに関する研修を実施し、コンプライアンスの周知と浸透を図るとともに、全役職員を対象としたコンプライアンス内部研修を実施し、外部講師によるアクティブ・バイスタンダー等に関するハラスメント関係の説明やコンプライアンス部門からは外部相談窓口の紹介および最近の相談事例とその対応等について周知を行いました。

## 10) ガバナンスの推進

### ①ガバナンスを推進するために、経営会議等を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況を管理する。

経営会議において、ハラスメントなどについて専務理事より周知および注意喚起を行い、ガバナンス態勢の徹底に取り組みました。

また、ゼロゼロ制度開始後4年が経過し、伴走支援制度の取扱いが令和6年6月末で終了したことを踏まえ、ゼロゼロ制度および伴走支援制度の現状分析を常勤役員および各部門へ報告することで、協会運営に必要な情報を共有することができたと評価しています。

さらに、支所（現：支店）のあり方について常勤役員に報告し、現状を認識し、引き続き支所（現：支店）のあり方について議論していく必要性を共有することができました。

### ②内部監査を通じて、適正な業務運営の推進を図る。

内部監査を計画通り全部署実施し、適正な業務運営の推進を図ることができました。また、新たに職員ヒアリングを実施し、現課の声を聴くとともに、業務の効率化につながるヒントを得ることができました。

## 11) 反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進

### ①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の推進を図る。

例年同様、新聞などの公知情報や全国暴力追放推進センターからの反社会的勢力に関する情報収集に努め、反社会的勢力排除に向けた取組を継続するとともに、デー

タベースの充実を図りました。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図る。

神奈川県警察本部および各保証窓口管轄の警察署を訪問し、情報交換を実施するとともに、神奈川県警察本部より講師を招き、反社会的勢力に関する内部研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた取組や知識を習得する機会になったと評価しています。

## 12) 持続可能な業務態勢の整備

地震や台風等の自然災害に備え、役職員に対し事業継続計画の周知・徹底を図るとともに、事業継続計画に基づき実際に行動できるように訓練を実施して、非常時においても業務運営に支障を来すことがないように危機管理態勢を強化する。

地震、台風等の災害が発生した場合やその他役職員に緊急に連絡を必要とする場合に運用する緊急連絡システムの訓練（安否確認メールの送受信確認）を実施し、緊急時の連絡体制の確認および緊急事態発生時への備えを行いました。また、「BCP（事業継続計画）通信」を定期的に役職員へ配信し、BCPの周知・徹底を図りました。

さらに、日本各地で多発する自然災害の発生に備え、役職員に配布している非常用持出袋を見直すべく、まずはサンプルとして防災バッグを購入しました。これまでの食料を中心としたラインナップから、1泊程度の宿泊が可能となるよう、防災グッズの内容拡充の検討を実施しました。

加えて、台風や大雨、降雪予報の際にあらかじめ指名されている「駆けつけ職員」が、担当する事務所に出勤することや、自然災害による交通機関の乱れによる帰宅困難が予想され早期退社が必要な職員については所属長の判断で帰宅指示を行い、業務を継続するためおよび職員の安全に配慮した組織的対応を行いました。

## 13) 働きやすい職場づくりの推進

職員のロイヤルティやエンゲージメントを高めるため、「横浜健康経営認証クラスAAA」認証事業所として、就業環境の改善を図ること等によるワークライフバランスの推進と健康経営に取り組む。

職員の協会に対するロイヤルティやエンゲージメントを高めるための取組を検討するに当たり、エンゲージメント調査（ディープサーベイ/ショートサーベイ）を導入しました。年に2回実施する調査（ディープサーベイ）の結果を踏まえた改善施策の検討を進めるとともに、毎月実施する調査（ショートサーベイ）については各職員のセルフチェックツールとして定着できるよう取り組みました。

また、働きやすい環境を職員に提供するとともに業務に対するモチベーションの向上を期待して、「業務時間中の服装についての基準」を改正し、自身の身だしなみを見つめ直す機会とすることができました。

さらに、福利厚生を充実させるため、健康経営の要素

も取り入れた設置型社食を12月に2か月間トライアル導入しました。導入に向けたアンケートでは回答者の9割弱が賛成したことから2月に本格導入となりました。新鮮なサラダやフルーツ、お惣菜等健康的な食材があることは健康経営の要素であり、設置された冷蔵庫の前で職員の会話が弾むなど職員同士のコミュニケーションのきっかけ作りにも寄与する取組となりました。

加えて、ノー残業デーの実施や、休暇を取得しやすい環境づくりの一環として職員が交代でゴールデンウィーク期間中に休暇取得する取組を推進し、ワークライフバランスの充実を図りました。

育児休業については、育児休業が可能な職員に対して制度説明および取得の意思を確認するスキームを策定し、制度の理解および取得を促す環境を整備したこともあり、男性職員1名が育児休暇を取得しました。

健康経営の更なる推進に向けた取組として、「サントリープラス」(\*)を導入しました。12月にはサントリープラスの歩数機能を使って、期間内に歩いた歩数をチーム（部署別）で競い合う「歩こうフェス」を開催し、健康経営推進に寄与したのみならず、部署対抗で実施したことで、一部ではありますが参加者同士のコミュニケーションの種になりました。

(\*) 個人の健康課題に即した健康行動タスクを実行することで健康行動を習慣化できる無料アプリ

## 14) 組織力の強化に向けた人材の育成

経営ビジョン等の着実な実行に向けて人材の育成を継続するとともに、経験豊富な職員の活躍機会の拡大と蓄積された知識・ノウハウ・経験値の伝承や優秀な人材確保に向けた取組等により、組織力の強化に繋げる。

昨今の就職活動の早期化を鑑み、学生向けインターシップを冬季のみならず夏季にも実施しました。事前予約は即日満席となり、当日の参加者からも満足度の高い意見を得ることができました。また、11月から1月にかけてオープンカンパニー（1day仕事体験）を開催し、就活イベントへのブース出展、WEB会社説明会等も実施し、年間を通じた新卒採用活動の流れを構築することができました。

また、外部機関への研修出向を3機関に各1名実施し、人材の成長および人的関係の強化に繋がりました。

さらに、地元金融機関の職員を講師に招き「金融機関から見た横浜市信用保証協会」というテーマで新入職員を含む当協会若手職員向け内部研修を実施するとともに、新たな取組として新入職員が所属部署以外の部署の業務を数日体験する「新入職員職場体験ローテーション研修」を実施しました。新入職員職場体験ローテーション研修は協会業務全体を理解する機会になるとともに、新入職員が他部署の職員と交流する機会となったと評価しています。全役職員向けの内部研修としては、「お客さまの声を業務改善に活かそう」というマインドを高めるため外部講師による内部研修を実施し、職員の「なぜお客さまの声を拾っていくことが重要なのか」、「どういった声の拾い方が業務改善に役立つか」等の知識習得に繋がりました。

加えて、人事考課に対する納得感を高めるため、上期

終了時（9月末）および下期終了時（1月末）の人事考課期間までに考課者および被考課者が必ず面接し、目標達成の進捗状況の確認、今後考課者が被考課者に期待すること等を伝達する機会を設けるよう変更しました。3月には目標共有シートおよびキャリアデザインシートを制定し、目標共有シートを上司と部下の間で双方向コミュニケーションツールにする等の変更を令和7年4月1日より実施することとしました。

#### 15) 地域社会や市内事業者等への情報発信の充実

市内事業者等のニーズを常に意識し、資金繰り支援や経営支援等の様々な取組とともに経営に有益な情報について、イメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINE、ハマ福通信等の各種媒体を通じて迅速かつ広くわかりやすく伝えることに努める。

他協会への視察を経てInstagramの公式アカウントを開発しました。創業スクールの開講を周知する投稿では、Instagramの広告機能を活用したことにより創業を目指す層からのリアクションが比較的大きく、これまで活用していたLINEとは異なるターゲット層に情報を発信するツールを確保することができたと評価しています。

また、「横浜ビジネスグランプリ2024」において協賛賞を提供した企業のインタビュー記事を当協会の広報誌（ハマ福★通信）に掲載（令和6年5月発刊）したことで、広報面での支援を行いました。

さらに、当協会での経営支援実施企業1者に対し、テクニカルショウヨコハマへの出展費補助を実施し、当該企業からは多くの商談をすることができたと感謝の言葉をいただくことができました。

加えて、横浜商工会議所の機関誌への広告掲出においては、新たにデザインした事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の広告を掲載し、ディスクロージャー誌および「信用保証のご案内」においては、広く分かりやすく伝えることを念頭にデザイン変更を行い、アップデートの意識を持って広報活動を行うことができました。

#### 16) SDGsおよびCSRの推進

「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推し進めるとともに、当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組む。

脱炭素に向けた取組として、横浜市が創設した「脱炭素取組宣言」制度に賛同し、当協会も7月に本所（現：本店）、12月に3支所（現：支店）で脱炭素取組宣言をしました。併せて、役職員の移動に利用していたリース車両の契約を解約し、公共交通機関やタクシーを利用することで脱炭素に繋がりました。なお、タクシー利用についてはタクシー配車アプリの利用を可能とすることで、配車時間の短縮による業務効率化や経費精算における事務効率化を図りました。

また、IDECと共催で脱炭素経営セミナーを開催し、市内事業者に脱炭素経営について知識を深めていただく機会とすることができました。さらに、市制度に脱炭素に取り組む市内事業者向けの制度メニューが多く創設さ

れたことから、脱炭素割の利用を促進することを目的にリーフレットを作成し、各保証窓口に配架することに加え、金融機関への配布やダイレクトメール発送を行いました。加えて、協会職員への理解を深めるため、社内報として脱炭素通信を配信し、脱炭素に関する情報発信ができたことと評価しています。

教育機関との連携として、横浜市立大学で中小企業の資金調達の説明や経営支援業務に関するパネルディスカッションを盛り込んだ出張講義の実施に加え、新たにビューティ&ウェルネス専門職大学で創業計画書作成体験に関する講義を実施し、地域社会への貢献に繋がる活動ができたことと評価しています。さらに、横浜市経済局が所管する「小中学生等を対象とする起業家教育プログラム」に参加し、将来の経営者となりうる小中学生の起業家精神を養う機会を支援しました。

SDGsに関する取組として、横浜高速鉄道(株)および神奈川県が発行するグリーンボンドを購入し、環境改善効果や社会的課題等持続可能な社会の形成へ資金面での貢献を進めました。

## ■経営計画（令和6年度）の実施状況に対する外部評価委員会の意見

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和7年6月10日に外部評価委員会を開催し、経営計画（令和6年度）の実績に対する意見を頂きました。



### 【保証部門】

金融機関に対する保証制度のニーズのヒアリングを通じて保証制度の創設や改正に取り組まれたことを高く評価します。ヒアリングで終わらず、新たな取組に繋げるということを今後も続けてください。

創業スクールの実施は良い取組であると評価します。実施して終わりではなく、その後の関係継続や状況把握に努めてください。また、参加人数が多くなると目が行き届かなくなることもありますので、実施に適した人数で今後もこのような取組を続けてください。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組について、情報や実績を蓄積されていることは非常に良い取組であると評価します。一方で、文字情報のみだけではなく、対面での意見交換等を通じた目線合わせにも努めてください。また、経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組む姿勢は引き続き継続してください。

図書館での経営相談会は実績を踏まえて協会での実施に変更したことについては良い判断だと評価します。市内事業者が協会へ行くことで協会との距離感が縮まり、より身近な存在になるといった効果も期待できるので、引き続きこのような改善・変更を検討し取り組まれることを期待します。

### 【経営支援・期中管理部門】

経営支援実施先の満足度が目標の8割を超えたことは評価します。地道な活動にはなるとは思いますが、経営者に自社の数字の意味を理解してもらい、次の目標を設定していくという支援を目指していくことを期待します。また、主観的な手法だけではなく、客観的に経営支援の効果を確認するように努めてください。

金融機関から提出される業況報告書を活用した経営支援のアプローチや、横浜企業経営支援財団が実施するデザイン相談に橋渡しをするスキームの確立等新たな取組を実施されていることを評価します。今後も中小企業支援機関との連携深化を図り、取組の連携や橋渡しに努めてください。

### 【収支状況】

当期収支差額は、保証承諾額が計画を上回ったこと、代位弁済額が計画よりも下振れたことなどにより、計画額を上回りました。今後も適切に基金準備金や収支差額変動準備金を積み立てるなど、経営基盤の強化に努めてください。

### 【その他間接部門】

支店のあり方について検討されていることは非常に重要な取組と評価します。支店ならではのメリットがどこにあるのかを精査すること等、今後も継続して検討することに努めてください。

採用活動の強化として新たな取組を開始される等、様々な取組を実施していることは高く評価します。社会的使命等信用保証協会の魅力を学生に周知し良い人材の確保に努めてください。

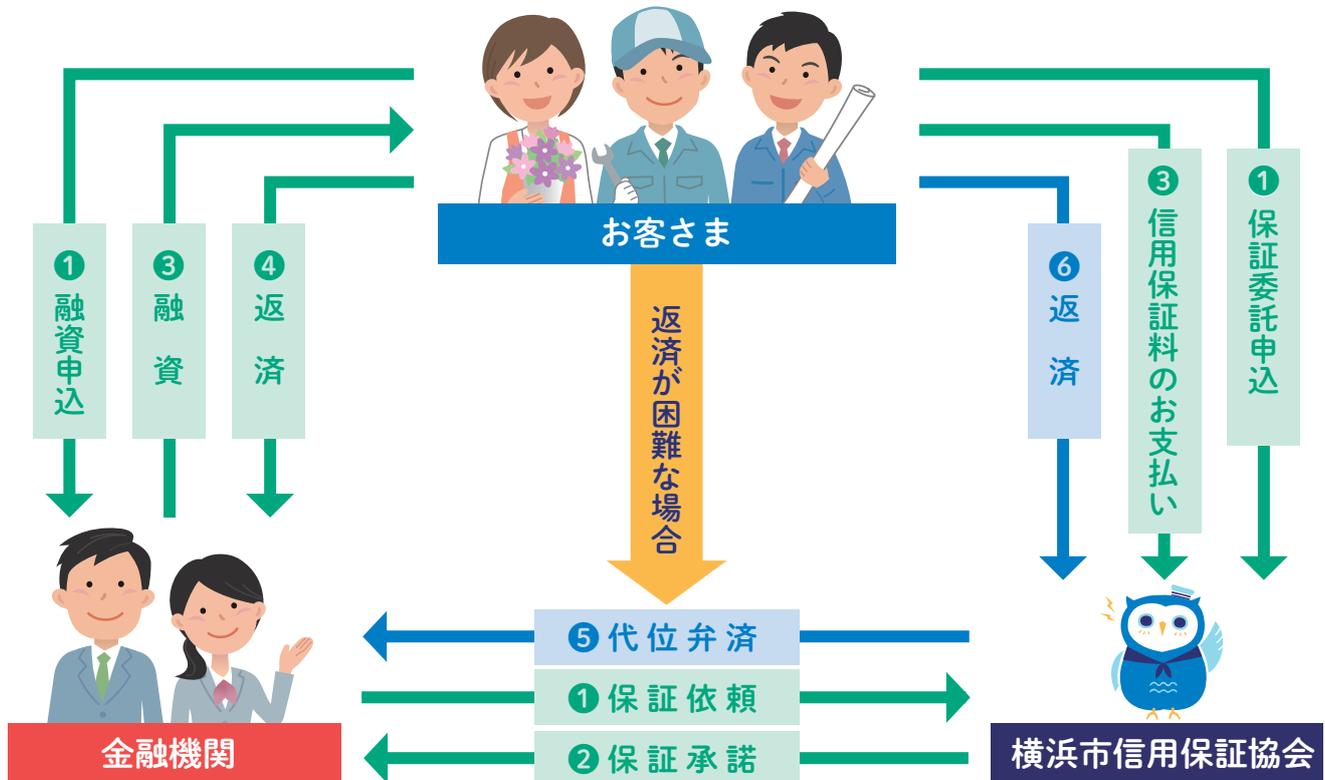
他機関への出向は人材育成の観点で非常に良い取組と評価します。今後も継続して取り組まれることを期待します。

初任給引き上げの動きが見られますが、若手職員の育成に携わる中間層に対するインセンティブ等の検討にも取り組まれることを期待します。

### 【コンプライアンス体制及び運営状況】

外部相談窓口への相談があったことは、毎月発信するコンプライアンス通信を活用した外部相談窓口の周知活動などを徹底された結果であり良い事例であると評価します。なお、相談があった際の調査スキルの向上や相談者・通報者の保護に努めてください。

## 1. 信用保証制度の仕組み



①	金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。なお、金融機関とお取引がない等のお客さまには、金融機関をご紹介しますので、当協会にお気軽にご相談ください。
②	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
③	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いただきます。
④	お客さまは、融資条件に従ってご返済をしていただきます。
⑤	何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)
⑥	代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。

## 2. ご利用いただける方

### ■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

### ■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業種	従業員数	資本金
製造業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
医療法人等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。

農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業（一部を除く）、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、従業員数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の場合には保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

## 3. 保証の内容

### ■1企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円（うち無担保8,000万円）

組合等：4億8,000万円

### ■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

（例）商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

### ■連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

### ●信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

通称	要件
金融機関連携型	●取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ担保による保残がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ●「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ●法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財務要件型	●直近決算期において一定の財務要件を満たしている。 （「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保残が図られている。

※金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを維持保証といいます。

## ●保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする取扱い

「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する制度等の活用により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

ご利用いただける方	
事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的的制度)	次の1～5すべてを満たす法人 <sup>(※1)</sup> 1. 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること 2. 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 3. 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において債務超過でない <sup>(※2)</sup> ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない <sup>(※3)</sup> 4. 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと 5. 保証料率の引き上げを条件として保証人を提供しないことを希望していること
※保証制度を問わない取扱いであり、個別の保証制度ではありません	
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	<p>※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算が無い法人の場合、1～3は問いません 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合、3は問いません</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≧0」となること</p>

## ●適用される信用保証料率

- ・上記「ご利用いただける方」のうち、3.①および②のいずれも満たす場合は、所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率
- ・上記「ご利用いただける方」のうち、3.①および②のいずれか一方のみを満たす場合または、法人の設立後2事業年度の決算が無い場合は、所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率

<対象要件と信用保証料率の上乗せの整理表>

直近2期の決算期で	直近決算で 債務超過でない	債務超過である
減価償却前経常利益が連続して赤字でない	信用保証料率+0.25%	信用保証料率+0.45%
減価償却前経常利益が連続して赤字である	信用保証料率+0.45%	対象外

## ●お借入のあるプロパー融資の経営者保証の解除について

金融機関に対して経営者保証を提供したプロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)について、一定の要件を満たすことを条件として信用保証付き融資への借換ができる、プロパー融資借換特別保証を取扱っています。

ご利用いただける方	<p>経営者保証を提供したプロパー借入があり、1～4の全ての要件を満たす法人</p> <p>1. 資産超過であること</p> <p>2. EBITDA有利子負債倍率<sup>(※)</sup>が10倍以内であること</p> <p>3. 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>4. 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>※ EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)</p>
-----------	---

## ■責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

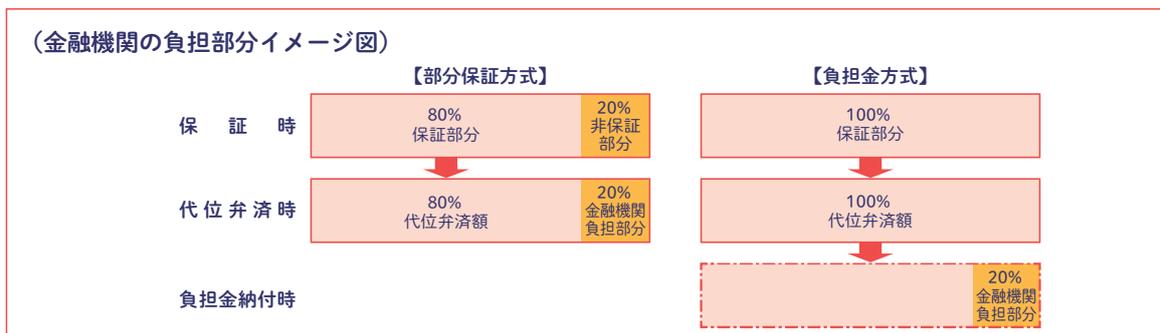
いずれの方式においても金融機関の負担割合（20%）は同等です。

### 【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

### 【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



### 【責任共有対象外となる保証制度】

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号     | ② 災害関係保証                                     |
| ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証を含む） | ④ 特別小口保険に係る保証                                |
| ⑤ 事業再生保証                           | ⑥ 小口零細企業保証                                   |
| ⑦ 求償権消滅保証                          | ⑧ 中堅企業特別保証                                   |
| ⑨ 東日本大震災復興緊急保証                     | ⑩ 事業再生計画実施関連保証 <sup>(注1)</sup>               |
| ⑪ 危機関連保証                           | ⑫ 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） <sup>(注2)</sup> |

(注1) 責任共有対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）を同額以内で借り換えた場合。

(注2) 責任共有対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）またはセーフティネット保証5号であって、危機指定期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に貸付実行された保証を同額以内で借り換えた場合。

## 4. 信用保証料について

### ■信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

\*特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証（ABL保証）、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

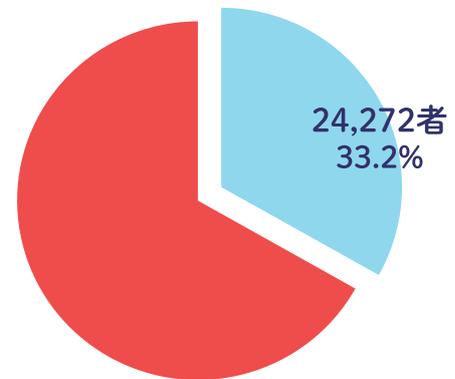
## 1. 当協会の利用率

当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま  
**24,272者**  
(令和7年3月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率  
**33.2%**

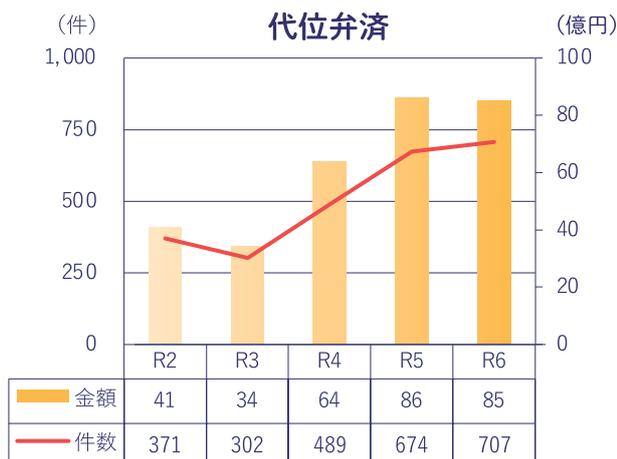
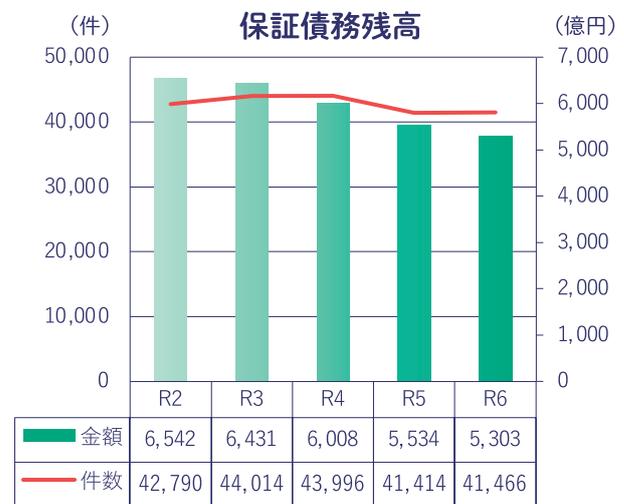
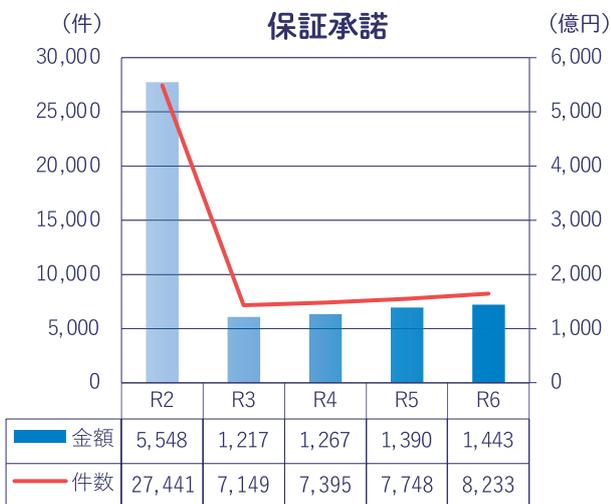
※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数  
横浜市内の中小企業者数は、令和5年12月13日中小企業庁  
公表資料を参照

横浜市内の中小企業者数  
73,214者



“横浜市内の中小企業者の3者に1者ご利用いただいています。”

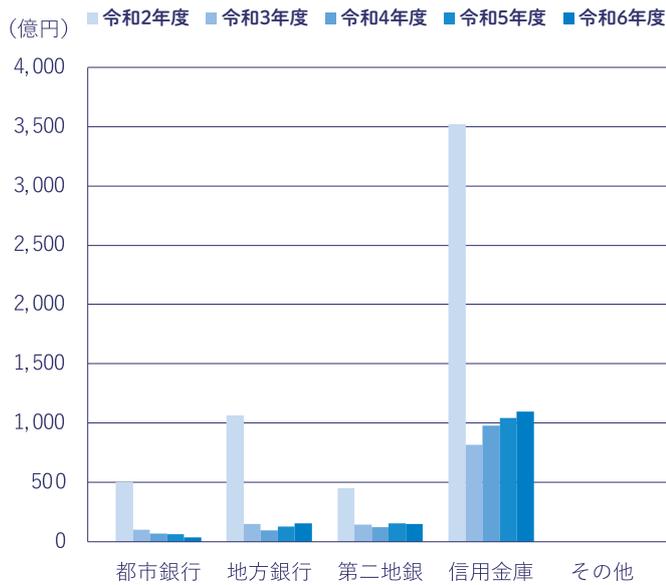
## 2. 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移



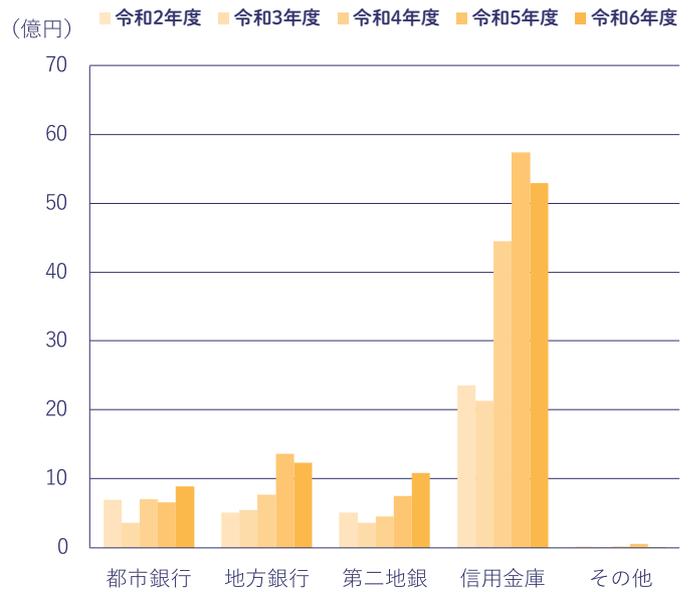
### 3. 保証承諾・代位弁済の推移（金融機関群・業種・行政区）

#### ■金融機関群別

保証承諾の推移

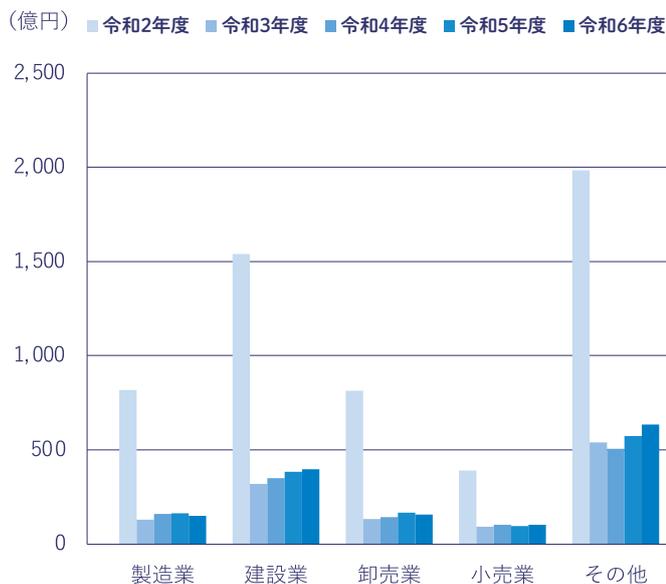


代位弁済の推移

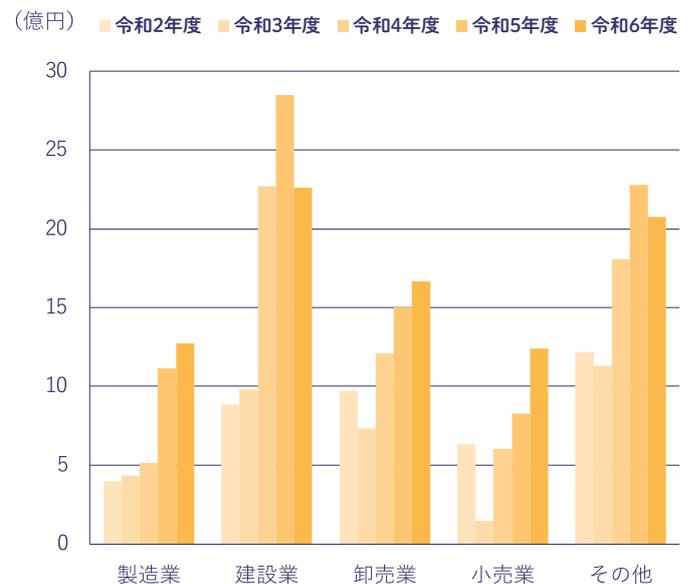


#### ■業種別

保証承諾の推移

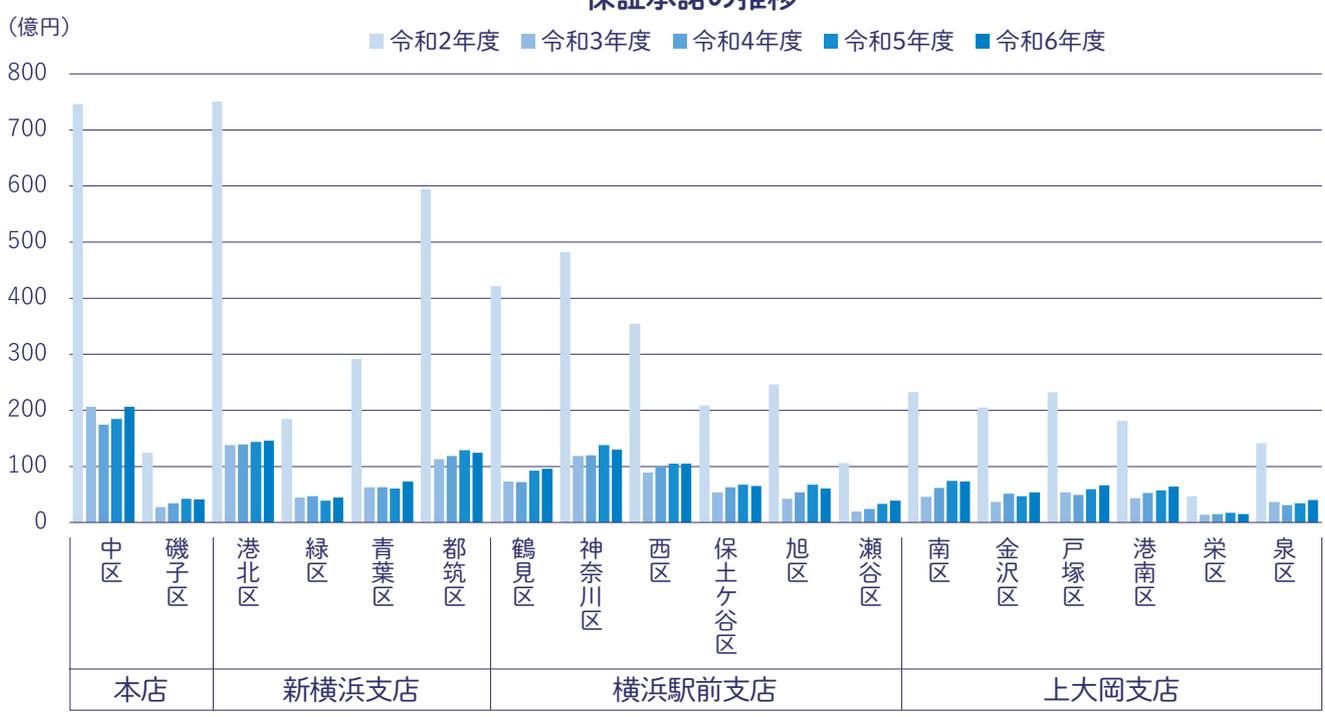


代位弁済の推移

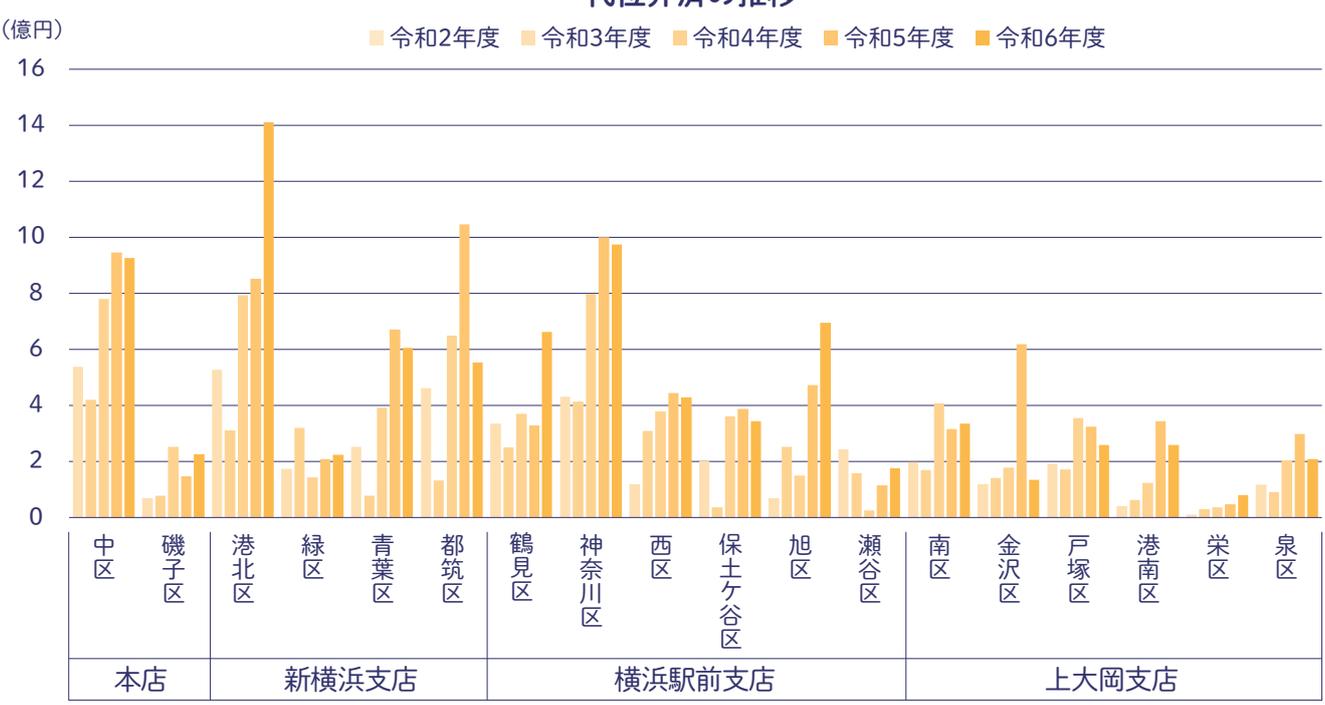


行政区別

保証承諾の推移



代位弁済の推移



## 4. 令和6年度の実績

### ■保証承諾

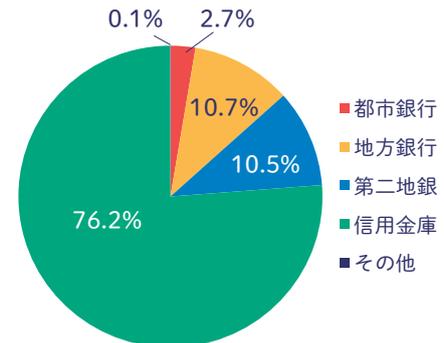
令和6年度の保証承諾額は、1,443億14百万円（前年度比103.8%）となりました。

#### ①金融機関群別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年度比	構成比
都市銀行	3,822	61.8	2.7
地方銀行	15,428	120.0	10.7
第二地銀	15,082	96.4	10.5
信用金庫	109,908	105.4	76.2
その他	74	136.8	0.1
合計	144,314	103.8	100.0

金融機関群別保証承諾

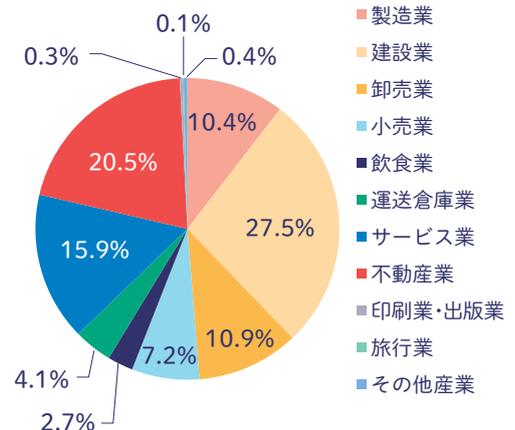


#### ②業種別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年度比	構成比
製造業	15,023	91.1	10.4
建設業	39,626	102.7	27.5
卸売業	15,689	93.1	10.9
小売業	10,374	106.3	7.2
飲食業	3,936	97.3	2.7
運送倉庫業	5,867	132.7	4.1
サービス業	23,004	105.2	15.9
不動産業	29,625	114.5	20.5
印刷業・出版業	414	63.7	0.3
旅行業	176	208.2	0.1
その他産業	582	133.9	0.4
合計	144,314	103.8	100.0

業種別保証承諾

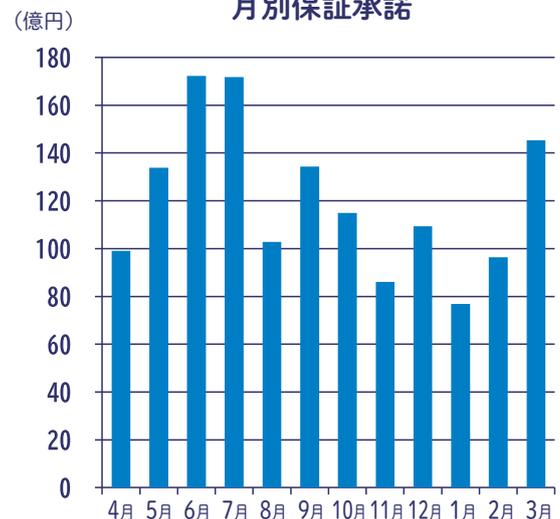


#### ③制度別保証承諾

(百万円・%)

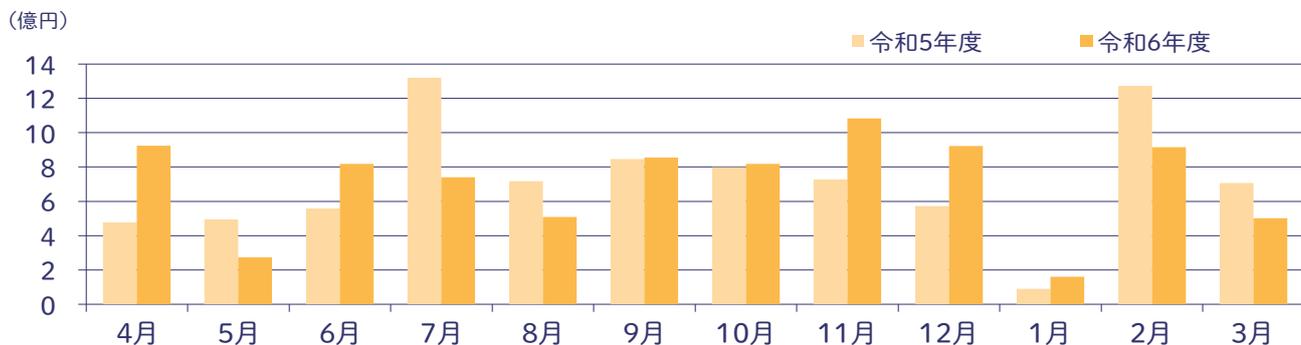
区分	金額	前年度比	構成比	
協会制度	一般保証	6,632	104.8	4.6
	全国小口	339	66.3	0.2
	当貸・カード	1,387	114.5	1.0
	よこはまアドバンテージ保証	21,042	137.3	14.6
	パートナーシップ保証	564	-	0.4
	事業承継特別保証	0	-	0.0
	伴走支援型特別保証	1,118	43.5	0.8
	協調支援型特別保証	263	-	0.2
	経保非提供特別保証(国補助制度)	518	-	0.4
	プロパー借換保証	0	-	0.0
	その他協会制度	12,122	133.9	8.4
	小計	43,984	125.7	30.5
	横浜市制度	振興資金	26,887	143.1
うち脱炭素割		3,962	-	2.7
SDGsよこはま資金		1,082	108.0	0.8
脱炭素よこはま資金		399	-	0.3
脱炭素よこはまミニ		27	-	0.0
小規模企業特別資金		12,999	143.1	0.9
うち脱炭素割		2,505	-	1.7
経営安定資金		11,072	180.1	7.7
創業おうえん資金(創業)		4,392	95.9	3.0
うちSSS対応分		497	125.0	0.3
スタートアップおうえん資金		387	-	0.3
事業承継資金 経保不要特別		18	25.1	0.0
伴走型経営支援特別資金		29,815	47.0	20.7
伴走型経営支援特別資金(R6.7~)		12,709	-	8.8
その他市制度		544	61.6	0.4
小計	100,330	96.4	69.5	
合計	144,314	103.8	100.0	

月別保証承諾



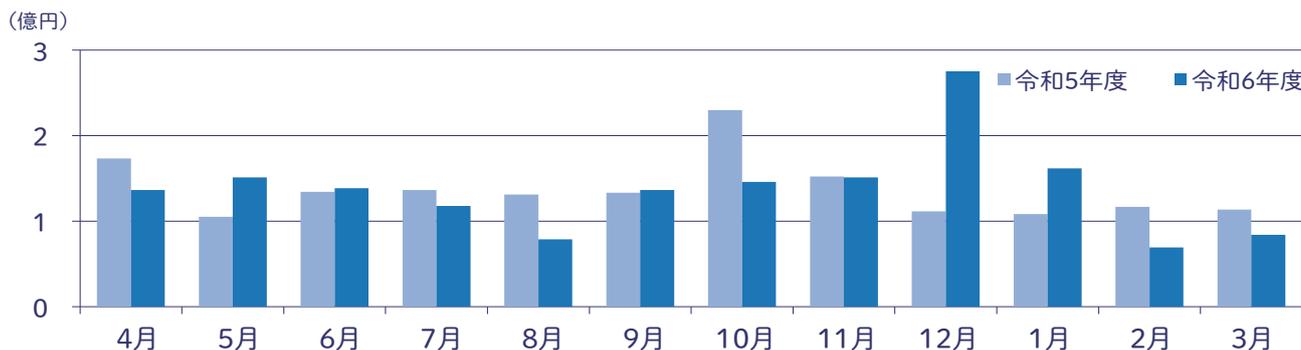
## ■代位弁済

令和6年度の代位弁済額は、85億16百万円（前年度比99.3%）となりました。



## ■求償権回収

令和6年度の求償権回収額は、15億69百万円（前年度比100.0%）となりました。



## ■条件変更債務残高

令和6年度の条件変更債務残高は、597億27百万円（前年度比27億円の増加）となりました。

保証債務残高に占める構成比は、11.3%（同1.0ポイントの増加）となりました。



# 7 事業者のニーズに応じた支援

中小企業・小規模事業者のニーズに応じた多様な資金需要や経営支援にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。

## ■創業支援

### 創業者を応援する取組

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や、創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後1年経過時を目途に再度協会担当者が訪問する創業後の経営支援も実施しています。

### 令和6年度の実績

創業おうえん資金	556件	38億96百万円
創業関連保証	5件	30百万円

## スタートアップする起業家や創業者を応援する保証制度 「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」

創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証を不要とする創業時の保証制度「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」をご用意しております。

ご利用いただける方は次のいずれかに該当する方です。

### 創業を予定されている方

- ・事業を営んでいない個人で、2か月以内※に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある方  
※ 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

### 創業後5年未満の法人

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である法人

本制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェック※を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出していただきます。

※ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

### 令和6年度の実績

創業おうえん資金（経営者保証不要特別）	44件	4億97百万円
スタートアップおうえん資金	41件	3億87百万円
スタートアップ創出促進保証	2件	14百万円

## ■ 経営支援・再生支援

個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上や事業再生を支援するため、原則無料の専門家派遣や経営サポート会議、職員による訪問を実施しています。

### 経営支援における関係機関

経営支援は様々な機関と連携し、事業者のニーズに合った支援を行っています。



### 中小企業支援機関等との連携

- ・(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC)
 

「小規模事業者向け無料出張相談」(令和6年度までの支援メニュー)への橋渡しを行い、具体的な経営課題を有する小規模・零細企業の皆さまの経営支援活動に取り組みました。

令和6年度の橋渡し実績 28企業

また、「デザイン相談」への橋渡しも行い、商品やサービスをより分かりやすく魅力に伝えるための支援にも取り組んでいます。

令和6年度の橋渡し実績 3企業
- ・神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター
 

後継者が不在の中小企業・小規模事業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。

令和6年度の事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介実績 5企業

### ファンドへの出資

地方創生等への貢献を果たすため、創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンド「かながわ中小企業再生ファンド」および「とうきょう・かながわ中小企業支援3号ファンド」に出資しています。

### かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生等のノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

中小企業・小規模事業者、金融機関の要請に基づく経営サポート会議(バンクミーティング)も開催しています。

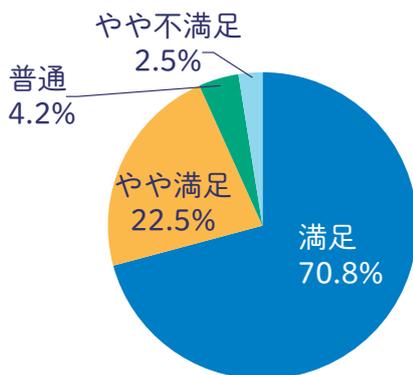
令和6年度 経営サポート会議 開催実績 31企業

## 専門家派遣

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善等の提案や計画策定支援を行っています。  
また、特定課題の解決のため、専門家の派遣日数1日でもご利用いただける「ターゲット支援」の取組も行っていきます。

### ご利用されたお客さまの満足度

(単位：者)



令和6年度実績	計画	実績	前年度比
対象企業への訪問	800	666	96.9%
専門家派遣	410	307	99.0%
経営改善等提案	160	122	107.0%
経営改善等計画策定支援	50	48	87.3%
既支援先フォローアップ	200	137	97.2%



専門家派遣の「特徴」や「流れ」を動画形式でわかりやすく解説しています。  
ぜひ一度ご覧いただき、専門家派遣の利用をご検討ください。



当協会の専門家派遣により支援を受けた方のインタビューを掲載している経営支援事例集もご紹介します。  
当協会が派遣する専門家の紹介も掲載しております。



## 財務診断

McSS (一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール) を用いて、財務面における診断報告書を「無料」でご提供しています。同業種内や地域、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。

財務診断報告書は当協会ホームページからもお申込みいただけます。



WEB受付フォーム



## ■事業承継支援

協会職員が個別企業を訪問して事業承継の準備状況を確認（事業承継診断チェック）させていただき、必要に応じて専門家派遣による事業承継に向けたご支援や、関係機関との連携によりご支援しています。また、事業承継専用の保証制度もご用意し、事業承継を資金面でもご支援しています。

### 令和6年度の実績

事業承継診断チェック	209企業
事業承継資金	8件 1億96百万円

## ■関係機関との連携

### 金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力するとともに、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組や、伴走支援型の保証制度により、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

#### ○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和6年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績 延べ366店舗

#### ○金融機関との協調融資制度

金融機関と協調した融資制度「よこはまタイアップ保証」・「よこはまパートナーシップ保証」を活用した資金繰り支援をしています。

さらに、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする保証制度として、「協調支援型特別保証」の取扱いを開始しました。

#### 令和6年度の実績

よこはまタイアップ保証	102件	26億83百万円
よこはまパートナーシップ保証	27件	5億64百万円
協調支援型特別保証	9件	2億63百万円

### 横浜市との連携

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中小企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和6年度の横浜市中小企業融資の実績 6,599件 1,003億30百万円

### 支援機関との連携

支援機関とビジネスセミナーを開催し、中小企業・小規模事業者の経営上の課題解決を支援しています。

#### ○脱炭素経営セミナー（IDECとの共催）

脱炭素経営に取り組む必要性やポイント、横浜市の施策など、脱炭素経営を始める際の有益な情報を紹介するセミナーを実施しました。

#### ○2024年の労働法改正が企業に与える影響と対応策セミナー（横浜商工会議所との共催）

労働条件の明示義務・時間外上限規制等、2024年の労働法改正が企業に与える影響と対応策について解説したセミナーを実施しました。



## 1. 横浜市中小企業融資制度（令和7年度）

中小企業・小規模事業者の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
振興資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 1.9%以内</li> <li>3年以内 2.4%以内</li> <li>5年以内 2.6%以内</li> <li>7年以内 2.7%以内</li> <li>15年以内 2.9%以内</li> <li>20年以内 3.0%以内</li> </ul> </li> <li>●変動金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>短期プライムレート + 0.7%以内</li> </ul> </li> </ul>	0.45～1.90% 脱炭素割を適用した方は 融資額2,000万円を上限 に横浜市が0.20%助成
協調融資資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>2.8%以内</li> </ul> </li> <li>●変動金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>短期プライムレート + 0.7%以内</li> </ul> </li> </ul>	0.23～1.43% (国による保証料補助後の料率) 脱炭素割を適用した方は 融資額2,000万円以内を 上限に横浜市が0.20%助成
小規模企業特別資金	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内 1.6%以内</li> <li>3年以内 2.0%以内</li> <li>5年以内 2.2%以内</li> <li>10年以内 2.3%以内</li> <li>15年以内 2.4%以内</li> </ul> </li> <li>●変動金利               <ul style="list-style-type: none"> <li>短期プライムレート + 0.4%以内</li> </ul> </li> </ul>	0.40～2.10% (横浜市が0.10%助成) 脱炭素割を適用した方は さらに0.20%助成 (合計0.30%助成) スタートアップ割を適用し た方はさらに0.50%助成 (合計0.60%助成)
小規模企業資金繰り 安定サポート資金	2,000万円以内 (ただし、直近決算における 平均月商の2倍以内)	運転資金 1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.10%割引)
経営支援資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 15年以内 設備資金 15年以内 (保証期間は要件によって 異なります)	●固定金利 2.1%以内	0.00～1.80% (運転資金の場合、融資額 8,000万円を上限に 横浜市が0.50%助成 設備資金の場合、融資額 2,000万円を上限に 横浜市が0.10%助成) 宣言割を適用した方は さらに0.10%助成
経営安定資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 2.1%以内	0.45～1.90%

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
創業おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 2.3%以内	0.30% (当協会が0.40%割引 +横浜市が0.10%助成)
スタートアップ おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.9%以内	保証料ゼロ (全額助成)
事業承継資金	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.20～1.65% (横浜市が0.25%助成)
事業承継資金 (経営者保証不要)	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	【専門家による確認を 受けた場合】 0.00～0.90% 【専門家による確認を 受けていない場合】 0.20～1.65% (いずれも横浜市が 0.25%助成)
SDGsよこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内	0.20～1.65% (融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.25%助成)
脱炭素よこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内	0.00～1.40% (融資額5,000万円を上限 に横浜市が0.50%助成)
脱炭素よこはま資金 ミニ	5,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	●固定金利 1年以内 1.6%以内 3年以内 1.8%以内 5年以内 2.0%以内 10年以内 2.2%以内 15年以内 2.4%以内 20年以内 2.6%以内	0.00～1.40% (融資額2,000万円を上限 に横浜市が0.50%助成)

## 2. 当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度をご用意しています。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
短期継続保証 （けいぞく）	100万円以上 5,000万円以内 （ただし、直近決算にお ける平均月商の2倍以内）	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% （当協会が0.10%割引）
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 （ただし、設備資金で不動 産担保の提供がある場合 は20年以内）	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.05% （当協会が0.10%割引）
よこはまパートナ ーシップ保証	5,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% （当協会が0.10%割引）
よこはまプレミアム 保証	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 （ただし、設備資金で不動 産担保の提供がある場合 は20年以内）	取扱金融機関の 所定利率	0.30～0.85% （当協会が0.15%割引）
よこはまショート サポート保証	2億円以内	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% （当協会が0.10%割引）
よこはまスタート 保証	5,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% （当協会が0.10%割引）
SDGs 特定社債保証	5億6,000万円以内	7年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% （当協会が0.10%割引）

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

## ■ホームページ

最新の情報を紹介しています。  
当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページは  
こちら



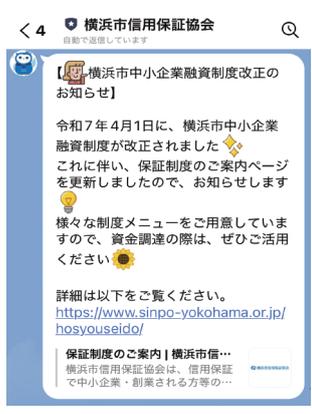
## ■SNS

LINEおよびInstagramを活用して、保証制度の創設や保証協会の最新の取組、国や横浜市等による補助金のご案内、セミナー開催のお知らせなどを発信しています。

LINEの友だち登録は  
こちら



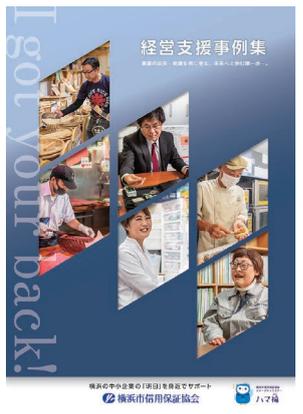
Instagramのフォローは  
こちら



## ■広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取組（お客さまの体験談）等を発行しています。

広報物のご案内ページは  
こちら



## ■YouTube

YouTube公式チャンネルでは、中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって有益となる情報を投稿しています。

YouTube公式チャンネルは  
こちら



## ■当協会として初めて創業スクールを開催しました

令和6年10月4日から計6回にわたり、アールズワールド株式会社の石井律子さまにご協力をいただいて、横浜市内で創業を予定している方・創業して間もない方を対象に、当協会として初めて創業スクールを開催しました。

本スクールでは、「経営」、「販売方法」、「財務」、「人材育成」の4つのカリキュラムを用意し、最終回にはこれまで学んできたことをかたちにしたビジネスプランを発表していただきました。

スクール受講者の方々からは、「スクール終了後も受講生とのつながりができ、とても貴重な時間となりました」、「苦手だと思って1人で悩んでいたことがクリアになりました」などの声をいただくことができました。

起業を目指す意欲の高い方々が集まり、グループワークでは活発な情報交換を行う姿が見られました。スクール終了後には、実際に創業したことを報告してくれた受講者の方もいらっしゃいました。



## ■脱炭素セミナーを開催しました

令和6年9月13日に、公益財団法人 横浜企業経営支援財団（以下、「IDEC」）と共催で、脱炭素経営セミナーを開催しました。

政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成には、2050年までに個人・企業の全員で取り組む必要があるため、脱炭素経営セミナーを開催することにしました。

本セミナーでは、IDECのものづくりコーディネーター／技術アドバイザーである安達功さまから「脱炭素経営とは何か」など、脱炭素経営を始めるための基礎知識についてご説明いただきました。さらに、横浜市経済局より、「脱炭素取組宣言」や「脱炭素に関する補助金」など、横浜市の取組についてご説明いただきました。

セミナーに参加いただいた方からは、「脱炭素について基本からよく理解することができた」、「補助金の内容を知ることができて良かった」などの感想をいただき、多くの参加者にご満足いただくことができました。



## ■中小企業・小規模事業者の皆さまの人材確保支援に向けた連携協定を締結しました

令和7年3月24日に、横浜商工会議所、公益財団法人横浜企業経営支援財団、公益財団法人横浜市シルバー人材センターおよび当協会の4者で、「中小企業・小規模事業者人材確保支援連携協定」を締結しました。

近年、中小企業・小規模事業者における人材不足が深刻化しており、特に高齢者の活躍の場を広げることが重要視されています。

このような背景を受け、市内中小企業・小規模事業者および市内で新たに事業を開始しようとする方などの支援を目的に、連携協定を締結しました。

本協定は、各機関が相互に連携し、市内中小企業・小規模事業者の皆さまなどへの人材のマッチングを通じて、人材確保を支援することを目的としています。

各機関が連携を強化し、横浜市と協調を図りながら、地域産業の振興および中小企業の発展を支援していきます。



## ■テクニカルショウヨコハマ2025にて経営支援先の出展を支援しました

令和7年2月5日から7日にかけてパシフィコ横浜で開催された、テクニカルショウヨコハマ2025に出展しました。

テクニカルショウヨコハマは、首都圏最大級の工業技術・製品の総合見本市です。

当協会が出展するのは今回で16回目となりましたが、前回に引き続き、「当協会による経営支援の認知度向上」をテーマにブースを出展しました。

また、今回は当協会の経営支援先に対して、ビジネスチャンスにつながる機会を支援することを目的に、他社にない専門的な技術を有している金属部品加工業者の出展支援を行いました。

当協会と隣り合わせのブースで出展していただき、会期中は来場者との商談などにより、常にブースが賑わっている様子でした。この出展を機に、一つでも多くのビジネスが創出されればと願っています。



## ■海洋プラスチックごみ等を再生利用したボールペンを作成しました

中小企業・小規模事業者の皆さまへのSDGsの啓発とともに、当協会としてのSDGsの取組をPRすることを目的として、海洋プラスチックごみ等を使用した100%再生材樹脂から作られる「ボールペン」を作成しました。

このボールペンは、日本国内で回収された海洋プラスチックごみと、コンタクトレンズ専門店の店頭および学校・企業・自治体といった団体にて回収を行った使い捨てコンタクトレンズの空ケースが使用された、ポストコンシューマー材ほぼ100%の再生材樹脂で作られています。

台紙にはイメージキャラクター「ハマ福」と横浜の海をイメージしたデザインを施し、オリジナリティのあるノベルティグッズとしました。



## ■当協会経営支援先のインタビュー動画を作成しました

中小企業・小規模事業者の皆さまを広報で支援すること、また、当協会の経営支援の認知度向上を目的に、経営支援先のインタビュー動画を作成しました。

今回は、横浜市内でお米の販売を行う事業者の方へインタビューさせていただきました。当協会の専門家派遣事業をご利用いただき、経営改善のお手伝いをさせていただいた際の感想など、生の声をお届けしています。

インタビュー動画は当協会の公式YouTubeチャンネルからご覧いただくことができます。ぜひ、ご覧ください。



インタビュー動画はこちらから



## ■慶南信用保証財団の視察を受け入れました

令和6年12月4日に、韓国から慶南信用保証財団（韓国における中小企業向け信用保証機関の1つ）の皆さまが当協会にお越しになり、日本の信用保証の審査実務やデジタル化の現状、新型コロナウイルス感染症拡大期における現場対応など、実務レベルの意見交換を行いました。

限られた時間ではありましたが通訳を介しながら多くの質問をいただき、我々にとっても韓国での信用保証業務の実態に触れた有意義な時間となりました。



当協会では、信用保証業務や経営支援業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

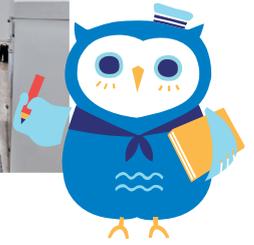
## ■ビューティ＆ウェルネス専門職大学で出張講義を行いました



ビューティ＆ウェルネス専門職大学「キャリアデザインII（齋藤典子准教授）」にて出張講義を実施しました。

信用保証協会の概要や創業について説明し、グループワークを通じてネイルサロンを開業するための創業計画書の作成体験と創業計画の発表を行っていただきました。さらに、創業計画書や発表内容について、その場で当協会の職員がフィードバックを行いました。

講義後に実施したアンケートでは、82%の学生に創業することに興味を持っていただくことができました。また、受講した学生からは、「講義を通じて他店舗との差別化を図ることが重要だと感じた。」「ターゲット層に適した特徴やメニュー、価格設定をして、リピーターを確保することで長く続く店舗になると感じた。」「店舗経営というキャリアの選択肢が広がる良い機会となった。」などの感想をいただきました。



## ■横浜ビジネスグランプリで「ハマ福賞」を贈呈しました



当協会では、公益財団法人 横浜企業経営支援財団が主催する、横浜ビジネスグランプリに協賛しています。

横浜ビジネスグランプリとは、新たな価値を創造するような製品・サービスの提供を目指す起業家やスタートアップを発掘するため、横浜での起業や新規事業展開に挑戦するビジネスプランを全国から募集し、審査するビジネスプランコンテストです。

令和7年2月21日に行われたファイナルでは、10名のファイナリストが自社の製品やサービスについてプレゼンテーションを行いました。

当協会は、年2回発行する「ハマ福★通信」へインタビュー記事を掲載させていただくことによって、受賞企業の広報活動を応援したく創設した「ハマ福賞」を、ペットの歯周病リスクチェックキットの開発および、飼い主とトリマーやペットケアなどの動物関係者向けにデンタルケア講座を提供する企業へ贈呈しました。

「ハマ福賞」を贈呈した企業へのインタビュー記事は、「ハマ福★通信 令和6年度」に掲載されています。ぜひ、ご覧ください。



## ■横浜市会社経営体験プログラムに参加しました



横浜市では、横浜市経済局と横浜市教育委員会が連携して、小中学生等を対象とした「会社経営体験プログラム」を実施しています。

このプログラムは、早期から社会課題やビジネスに目を向ける意識を醸成することを目的として、グループに分かれて一つの会社を作り、起業から決算までの流れを数か月に渡って体験します。

一連のプログラムの中で、当協会は金融機関役として参加し、各会社が必要な資金の融資を受けるための事業計画の審査と融資の可否判断、決算後の振り返りに対するアドバイスを担当させていただきました。

会社経営体験プログラムの実施後に行われた成果発表会では、ビジネスにおいて大切なことや、グループで一つのことを成し遂げる大切さや喜びなど、生徒たちは多くのことを学ぶことができた様子でした。



## ■「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しました

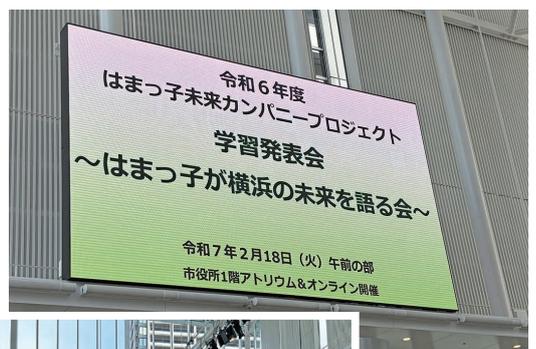


当協会では、平成28年度より、横浜市が自分づくり教育の一環として実施している「はまっ子未来カンパニープロジェクト」に協賛しています。

「はまっ子未来カンパニープロジェクト」は、横浜市教育委員会が中心となり、横浜の子どもたちが地域や社会の課題と向き合い、学校と企業・地域・外部機関が連携して解決に向けて取り組むことで、地域貢献意識等を育むことを目的として実施されています。

日頃の学習成果を発表する学習発表会は、当協会も観覧させていただきました。学校周辺のごみ拾い活動を行ったことをきっかけにアップサイクルへ取り組んだこと、町の探検を通じた発見を機に街の5C（美味しい・楽しい・美しい・欲しい・～らしい）を周知する活動、防災をテーマにした活動を経て地域防災拠点である校舎をユニバーサルデザインに変えていく取組など、様々な学習の成果発表が行われました。

この取組を通じ、将来、横浜市内で創業者として当協会を利用してくれる子どもたちが一人でも多く現れてくれることを期待しています。



## ■横浜市立大学で出張講義を行いました



横浜市立大学「総合講義（国際マネジメント）（小泉大輔准教授）」で、出張講義を実施しました。

同大学での出張講義は、令和元年度に開始し今回で6回目となりました。

講義では、中小企業・小規模事業者の資金調達の実態と信用保証協会の役割などを解説するとともに、経営支援に携わる職員とのパネルディスカッションを通じて、現場のリアルな声を伝えました。

講義後に実施したアンケートでは、85%以上の学生に当協会へ興味を持っていただくことができました。また、受講した学生からは、「日本の企業のほとんどを占める中小企業の支援を行っている縁の下の力持ちであると感じた。」「日本の経済は知らないところで様々な人や会社によって支えられていると実感した。」などの感想をいただきました。



## ■横浜高速鉄道(株)のグリーンボンドを購入しました



社会貢献への取組として、横浜高速鉄道(株)が発行するグリーンボンド※を購入しました。

このグリーンボンド発行による調達資金は、環境改善効果が確認された適格事業区分に該当するプロジェクトに活用されます。

※グリーンボンドとは、企業や地方公共団体などが、環境改善効果のある事業や環境保全のための事業等に要する資金を調達するために発行する債券です。

## ■災害備蓄品の寄付を行いました



災害備蓄品のレスキューフーズ約300個を、横浜市立大学ボランティア支援室および（福）横浜市中区社会福祉協議会へ寄付しました。

寄付品は、貧困学生への食の支援や地域のこども食堂事業に活用されます。



SDGsの達成を通じて持続可能な社会の実現が求められる昨今、当協会はSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、達成に貢献するため、様々な課題の解決に向けた取組を積極的に推進してまいります。

令和6年度のSDGsに関する取組状況は、以下の通りです。

## 信用保証や経営支援を通じた中小企業支援の推進

- ・金融機関や横浜市と連携して、物価高・人手不足等の影響によるコスト負担の増加や、脱炭素等の社会的課題解決等の対応に直面している市内中小企業者の資金調達を支援
- ・経営課題の解決に向けたビジネスセミナーを中小企業支援機関と協力して開催
- ・経営者保証に依存しない保証制度の推進
- ・未来の創業者に向けて創業に必要な知識を習得してもらうとともに、「横のつながり」を構築する場として創業スクールを実施



# 経 済

## SDGsに関



- ・横浜市が行う小中学生を対象とした起業家育成プログラムへ参加
- ・防災グッズなどの未利用品や使用済み切手の寄付
- ・学生に対する業務理解を促すため、1day仕事体験、オープンカンパニーを実施
- ・横浜ビジネスグランプリ、はまっ子未来カンパニープロジェクト、こどもエコ活事業などへの協賛

# 社 会

## 地域社会への貢献につながる活動の推進

## 「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs 認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組を推進

### 環境

- ・環境への配慮を意識した素材（FSC 認証紙・ベジタブルインキなど）を活用した印刷物およびノベルティグッズの作成
- ・サステナビリティボンドやグリーンボンドへの投資
- ・SDGsの更なる推進や親しみやすい雰囲気づくり、働きやすい職場づくりにつなげることを目的にオフィスカジュアルを実施
- ・横浜市が創設した「脱炭素取組宣言」を実施し、社用車を廃止
- ・市内中小企業者に脱炭素化を推進するため、脱炭素経営に関するセミナーを開催



### する取組

### 多様性

- ・職員のキャリアに応じた研修や通信教育による、能力開発やスキル向上
- ・育休取得後の円滑な職場復帰を目的として、職場復帰支援プログラムを制定
- ・雇用上限年齢を70歳まで引き上げ
- ・時差出勤による働き方のダイバーシティ、休暇取得の推進やノー残業デーの設定によるワークライフバランスを推進
- ・職員のロイヤルティやエンゲージメントを高め、健康経営の取組を強化すべく設置型社食を導入



## 健康経営（AAA 認定事業所）やダイバーシティの推進

## ■貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	166,071	基本財産	30,020,404,344
現金	166,071	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	20,176,194,844
預け金	7,975,825,338	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	11,869,941,927
普通預金	3,809,821,846	その他有価証券評価差額金	435,445,977
通知預金	1,500,000,000	責任準備金	3,671,356,244
定期預金	2,600,000,000	求償権償却準備金	1,316,299,599
郵便貯金	66,003,492	退職給与引当金	572,891,471
金銭信託	0	損失補償金	0
有価証券	51,077,031,331	保証債務	530,339,209,916
国債	0	求償権補填金	0
地方債	24,500,000,000	保険金	0
社債	26,100,000,000	損失補償補填金	0
株式	470,863,577	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	6,167,754	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	242,555,431	雑勘定	15,936,311,478
事業用不動産	91,793,667	仮受金	193,680,589
事業用動産	150,761,764	保険納付金	60,048,522
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	17,315,459
建設仮勘定	0	未経過保証料	15,646,717,148
損失補償金見返	0	未払保険料	1,957,273
保証債務見返	530,339,209,916	未払費用	16,592,487
求償権	3,254,072,592	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	1,273,000,277		
仮払金	31,565,975		
保証金	0		
厚生基金	134,497,466		
連合会勘定	1,142		
未収利息	62,008,929		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,044,926,765		
合 計	594,161,860,956	合 計	594,161,860,956

## ■貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
	現金 預け金		
		基本財産	株式会社の資本金に相当します。 出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。
地方債や社債等を保有し運用しています。	有価証券	収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。
		責任準備金	
		求償権償却準備金	
		退職給与引当金	
	動産・不動産	未経過保証料	受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。	求償権	未払保険料	
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。	未経過保険料	その他	
	その他		

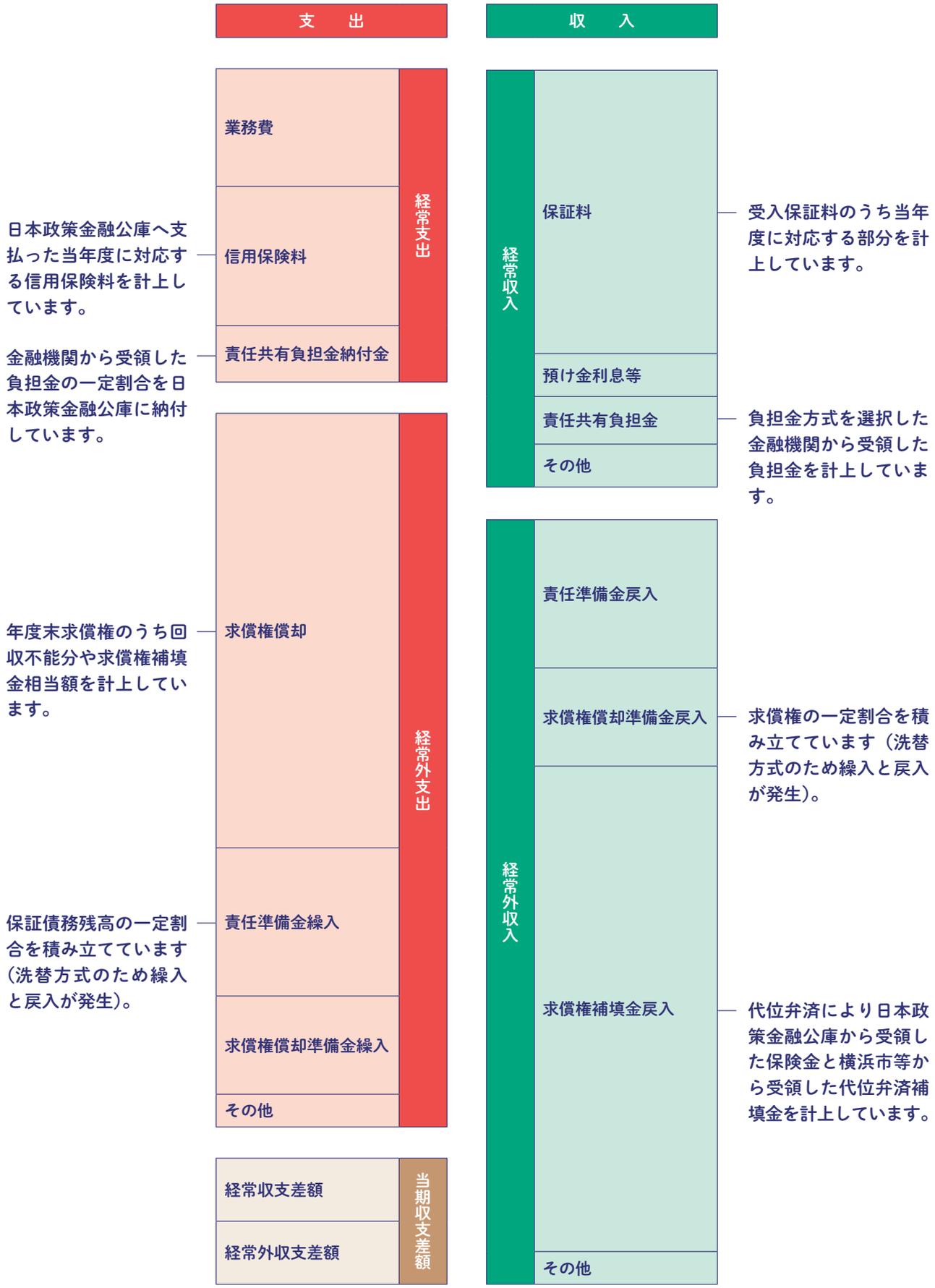
※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表から除いてあります。

## ■ 収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	4,072,800,920	経常収入	6,318,953,717
業務費	1,674,277,788	保証料	5,532,581,255
役職員給与	725,609,831	預け金利息	10,473,155
退職給与引当金繰入	53,928,929	有価証券利息配当金	252,207,406
其他人件費	153,062,456	調査料	0
旅費	1,381,440	延滞保証料	0
事務費	410,628,474	損害金	72,058,574
賃借料	151,018,712	事務補助金	27,209,925
動産・不動産償却	60,840,276	責任共有負担金	404,888,000
信用調査費	10,083,716	雑収入	19,535,402
債権管理費	62,948,352		
指導普及費	29,219,702		
負担金	15,555,900		
借入金利息	0		
信用保険料	2,394,784,014		
責任共有負担金納付金	2,270,046		
雑支出	1,469,072		
経常収支差額	2,246,152,797		
経常外支出	14,436,856,977	経常外収入	13,842,391,195
求償権償却	9,432,401,912	償却求償権回収金	104,351,067
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	3,759,283,808
雑勘定償却	16,001,668	求償権償却準備金戻入	1,989,521,624
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	7,989,224,745
有価証券売却損	0	保険金	7,204,613,795
退職金	582,913	損失補償補填金	784,610,950
責任準備金繰入	3,671,356,244	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	1,316,299,599	有価証券売却益	0
その他支出	214,641	補助金	0
経常外収支差額	△594,465,782	その他収入	9,951
当期収支差額	1,651,687,015		
収支差額変動準備金繰入額	825,843,507		
基本財産繰入額	825,843,508		

## ■ 収支計算書の用語解説



## ■基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

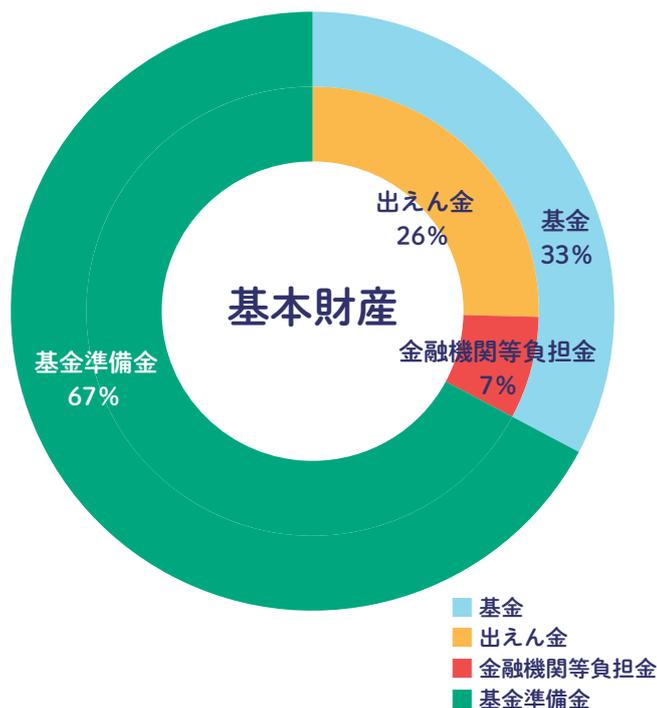
## ■基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	300億20百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	201億76百万円



## 本店

## 保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22 (山下町SSKビル9階・10階)

(9階) 総務部 (総務課、企画情報課)

TEL: 045-662-6622 FAX: 045-662-6921

コンプライアンス統括室

TEL: 045-662-6627 FAX: 045-662-6927

(10階) 経営支援部 経営支援室 (経営支援課、期中支援課)

TEL: 045-662-6624 FAX: 045-661-0519

経営支援部 保証統括室 (保証統括課、保証事務課)

TEL: 045-263-6610 FAX: 045-661-0089

経営支援部 (保証課)

TEL: 045-662-6623 FAX: 045-661-0089

債権管理部 (管理統括課)

TEL: 045-662-6625 FAX: 045-681-3386

債権管理部 (債権管理課)

TEL: 045-662-9927 FAX: 045-226-5122

<アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分  
 JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分  
 横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



## 新横浜支店

## 保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 (新横浜TECHビルB館6階)

TEL: 045-470-5600 FAX: 045-470-7170

<アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分  
 横浜市営地下鉄 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅  
 7番出口より徒歩約4分



## 横浜駅前支店

## 保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1 (横浜ファーストビル7階)

TEL: 045-319-5335 FAX: 045-319-5340

<アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分  
 横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



## 上大岡支店

## 保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおかオフィスタワー 22階)

TEL: 045-844-6621 FAX: 045-845-0641

<アクセス> 京急急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分  
 横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



当協会は本店の他、新横浜支店、横浜駅前支店、上大岡支店の4拠点体制としています。  
 窓口開設時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>

